



武蔵野ふるさと歴史館だより

第12号

収蔵資料紹介 11

榎本家の「鯉のぼり」



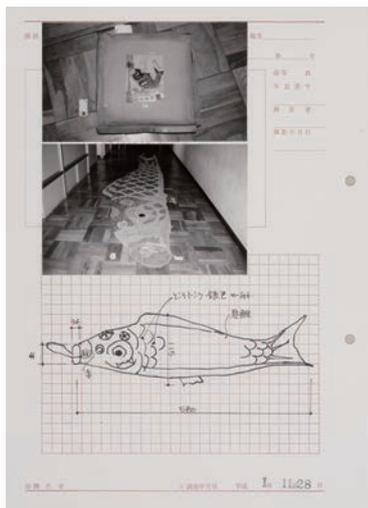
端午の節供関連資料の中から武蔵野市緑町の榎本家より寄贈を受けた「鯉のぼり」を紹介します。

本資料は真鯉で長さ5m80cm、最大幅1m15cm、口径41cmです。木綿の本体に彩色が施され、黒のベースに、所々に塗られた銀色の塗料が華やかです。頭部には「祝」の文字がデザインされています。榎本家からはこの他にも真鯉2点、緋鯉2点の計5点が寄贈されています。

端午の節供に鯉のぼりをあげるようになったのは江戸時代後期とされていますが、その頃は真鯉1匹だけでした。後に、明治時代後半から大正時代にかけて緋鯉と対であげるようになります。童謡『こいのぼり』昭和6年(1931)

の歌詞で「大きい真鯉はおとうさん、小さい緋鯉はこどもたち」と歌いますが、発表された当時の緋鯉は男児を表しています。昔は一家の大黒柱といえど父親でしたが、今は父親とは限りません。現代のカラフルな色の鯉のぼりには、時代や家族観の変化が映し出されているかのようです。

(武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 金成 紘子)



【鯉のぼり】の調査カード
調査結果の記載を目的とした調査カードは、資料1点につき1枚ずつ作成されます。寸法や特徴が記載されており現物を出さなくても資料の確認ができます。



目次

[収蔵資料紹介] 榎本家の「鯉のぼり」	1
成蹊学園取得地(吉祥寺)の開発経緯 - 成蹊学園取得後の地域形成期(大正8年(1919)~1920年代) -	2
関前村を支配した近世前期の代官たち	13
旧西久保村片井木家にみる明治後期から昭和前期の下肥汲取り状況	19
18世紀前半期における西久保村の変容	24
[令和5年度むさしの発見隊実施報告] きのみをさがして ~井の頭公園の今と昔~	31

成蹊学園取得地（吉祥寺）の開発経緯

—成蹊学園取得後の地域形成期（大正8年(1919)～1920年代)—

東京大学大学院博士後期課程 玄田 悠大

1. はじめに

成蹊学園を含む吉祥寺北町3丁目の一部（図1）は、大正13年(1924)の成蹊学園移転を契機に開発された地域である。前11号では、成蹊学園が取得する前、明治43年(1910)～大正8年(1919)の開発経緯を明らかにした。本号では、成蹊学園が大正8年(1919)に取得した後、どのような開発がされたのか、1920年代を中心にその経緯について研究成果を報告する。

図1
昭和6年(1931)頃の成蹊学園取得地
(笹井泰造『東京府北多摩郡武蔵野町全圖 番地界入』
(東京圖版研究所、1931)より筆者作成)



2. 成蹊学園入手土地の開発思想

大正7年(1918)頃、成蹊学園は閑静な土地を求めて、学園全体の移転を検討し始めた⁽¹⁾。そして、ようやく大正8年(1919)10月22日、成蹊学園理事・今村繁三に、豊里合資会社より土地登記の所有権が移転された。入手後、10万坪に及ぶ土地は、どのような考えで開発しようとしたのか。それを伝える直接的な資料は見つからないが、中村春二の英国の田園工場村「ボーンビル」(写真1)への憧れ、岩崎小弥太の英国パブリック・スクールへの意識からその一端を読み解く。

2.1 中村春二の開発思想

大正9年(1920)、中村春二は自身の理想的学校像を「どうしても学郷というような広々とした樹も茂り水もあるところに、ゆつたりした気分で、他日社会に立つてから奮闘ができるような……又社会を向上せしむる指導をしようする人物を養成させたい」と考えた上で、「ボーンビル」がチョコレート工場のまちであること、従業員のために室内水泳場や食堂、音楽堂、図書館、玉突場、休養室等、いかにも気持ちのいい部屋があること、ポプラや栗の木、小川があって鳥が囀る大きな公園があること、職工用のフットボールやベースボール、テニス等ができる非常に広い青草のグラウンドや運動クラブがあること、女工用の花や噴水がありテニスやホッケーができる富豪の庭園のような運動場があること、いろいろな運動用具を備えた広い体育館があることに言及している。その上で、敷地内に田園都市がつくられ、「職工達の住居かあるところで、青い木の中に埋つた趣味のある町です。荒木造りの家や、別荘らしい家、田舎家のようなものも



写真1 ボーンビルのまちなみ (筆者撮影)

あり、庭が広く畑があり、野菜物は自家作で足りる」と言及し、倶楽部や小学校、幼稚園もあり、職工の子女は何もかも無費用で修学させると記載している⁽²⁾。このような環境に対し、中村は二三年も働いてみたいとした上で、楽しんで仕事をする様な設備が必要であり、「私の成蹊学園も早く予定移転の広い敷地に移り、敷地の廻りに樹を植えて他との交渉を断ちその数万坪の地所の中に学舎を建て、花も植え、樹も茂らせ、水泳場や体育館も設け、図書室実験室倶楽部を建て、温い気分の寄宿舎や教師の田園都市を建て、理想的田園学舎を早く建たいなア」とその理想を述べている。彼にとって吉祥寺の地で夢見た姿は、ボーンビルの工場が学校になったような、緑豊かで慰楽施設も完備された、教師も楽しんで仕事ができる理想的学園都市だったのだろう。なお中村春二は渡英しておらず、ボーンビルの情報は書籍か伝聞によるものと思われる。田園都市といえばレッチワースがその代表格だが、田園都市を紹介した当時の代表的書籍である内務省地方局有志編纂『田園都市』では、ボーンビルを「地区は全体に方形をなし、道路はこれを縦横に規則正しく貫通して、幅員は十三メートル、両側に樹木を植え、家屋は道路よりやや離れし後方にあるがため、みずから閑雅の風致を存せり。村の中央にはうっそうたる森林ありて、一村清穆の風気は、つねにその源をここに発し、広やかなる散歩場、掃除の行き届ける遊技場、さては清洒たる浴場の設けより、ガス、上水、下水にいたるまで、いずれもよく備わらざるなし。」⁽³⁾と細かく紹介している。吉祥寺の成蹊学園取得地を含む地域は、短冊型地割を下地に、通り沿いに住宅、奥に農地・庭園が配置されており、ボーンビルの住宅敷地形状と類似性を持つ。同地方局の囑託としても活動し、社会事業家でもある生江孝之は、明治41年(1908)にレッチワースを訪れハワードと面会した経験を持つが、「田園都市と同一の設備を各地に発せしむるとは、疑問の余地あるが、彼のポートサンライト及びボーンビルに於けるが如き労働屋の住宅改良または大都市に於ける田園趣味の普及の如きは各地に歓迎せられ、又応用されるとであろうと思ふ。」⁽⁴⁾と残しており、日本ではレッチワースよりもボーンビルが適していると言及している。このことから、中村がボーンビルを理想に挙げたことは、当時の風潮から外れていないことが分かる。

中村はその後体調が悪化。その頃の中村の考え方として、大正13年(1924)2月16日に三菱本社で開催された財団法人成蹊学園理事会での発言が以下のように残されている。

吉祥寺ニ壮麗ナル校舎及広大ナル土地ヲ頂キタルニ付、学校教育以外尤モ有意義ニ社会教育ニ差支ナキ限り開放スルコト、及小学校寄宿舎ハ先キニ引受ケタルモ病氣ノ為メ一ヶ年乃至一ヶ年半自分ハ静養ヲ要スルヲ直接世話シ難キモ、令閨(妻一引用者注)ハ年来ノ経験モアリ、且娘モ近年現在寄宿生ノ世話ニ当リ居リ、賄方モ三越賄方ノ夫婦モノニテ適当ノモノヲ得、傍自分ハ携ハラザルモ責任ヲ以テ十分尽シ得ル覚悟ニツキ御安心ヲ得タキコト

成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年) pp. 467-468

このように、中村の吉祥寺地域への意識は、社会教育や小学校寄宿舎に資する活動へと変化しており、ボーンビルを引用して「他との交渉を断ち」と書いていた頃に比べ、学校を地域に開く意識に変わりつつあった点が印象的である。

2.2 岩崎小弥太の開発思想

一方、岩崎小弥太は、英国のパブリック・スクール化を以前より希望していた。英国ケンブリッジ大学への留学経験を踏まえ、英国の個性を尊重し、自由な雰囲気での学校教育を望み、おそらくイートンやハローなどのパブリック・スクールの教育の姿が描かれていたものであろう⁽⁵⁾。吉祥寺移転後に開校する7年制高等学校の制度自体が英国のパブリック・スクールを創設のモデルとしつつ、ドイツのギムナジウムを手本とし、パブ

リック・スクール構想がかなり取り入れられていた⁽⁶⁾。当時の辞典には、英国のパブリック・スクールの特徴を「其の教授の方面に存せずして、寧ろ寄宿舎生活の上にあり」、「各舎は遊戯を始め、其の他の社交的團體を作り、以て他の舎と競争し、之によりて品性の高上を計れり」、「近時に於てはクリフトンを始め多くの通學學校に於ても、此の寄宿學校の訓練の原理を取り、社交團體を組織するもの多し」と紹介されている⁽⁷⁾。

これら中村や岩崎の開発思想より、同地は田園都市を意識した近代的で教育的な地域づくりを希求した場所であったといえる。

3. 成蹊学園取得地の整備 (1920年代)

このような開発思想を背景を持った成蹊学園取得地は実際にどのような開発が行われたのか。ここでは、大正8年(1919)から1920年代にかけての開発経緯を明らかにする。

3.1 成蹊学園の動き

大正8年(1919)に今村繁三へ移転された同地の所有権については、今村繁三が所有地の一部を学校敷地用として無償貸与し、将来同学園へ寄贈の目的を有する⁽⁸⁾ことになっており、成蹊学園としての負担が少ないよう手続きがなされていた。三菱は成蹊学園の資金援助を行ったが、教育については一切容喙しない立場をとった⁽⁹⁾。この様な背景の中、移転後の学園運営方針として、組織的運営への転換、成蹊実務学校及び成蹊実業専門学校の廃止、全寮制撤廃といった変化の中、小学校を含めた13年一貫教育、全学園の職員生徒が一堂に介して昼食を取るスタイル、寄宿舎生活を主軸とする教育⁽¹⁰⁾等、岩崎が希望した英国流のパブリック・スクール⁽¹¹⁾の特色が表れて、池袋時代から大きな変化が生じた。特に大正14年(1925)から昭和12年(1937)にかけて成蹊高等学校・成蹊中学校・成蹊小学校の校長を務めた浅野孝之は、人格教育・体育の重視・勤労教育・教育の充実・国家及び国際教育を新発足の成蹊教育の方針とし、池袋時代の教育方針の踏襲を意識した「大家族主義」を掲げつつ、小学校を中心に仏教的精神に支えられた「作業教育」といった教育の理想形態を試みた⁽¹²⁾。

3.2 成蹊学園取得地の開発状況

3.2.1 全体の開発状況

大正8年(1919)の土地取得から大正13年(1924)の成蹊学園吉祥寺移転前後までの間に、どのような整備がされたかを、東京法務局府中支局に所蔵されている旧公図及び旧土地台帳等に基づいて整理する。まず、主な購入地所である952番、932番、933番をその後の開発経緯も踏まえ、区域I～Vとエリア分けする(図2)。

開発初期、区域Iに校地、区域II～IVに分譲地、区域Vに関係者別荘地が計画された。開発後の道路は、それまでの区画や旧道の形状とある程度一致しており、計画前の土地状況を加味して計画されたことが分かる。計画時、造成の相談を阪急電鉄創業者で池田室町をはじめとする宅地開発でも知られる小林一三に行っており、小林からは、分譲地

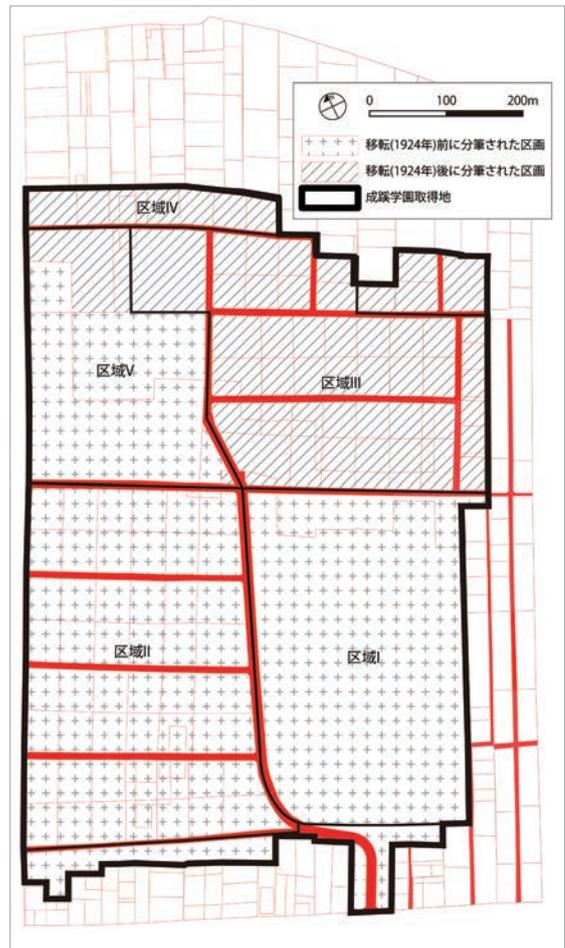


図2
成蹊学園取得地(黒点線内)の土地分割図(昭和2年(1927)頃)
(旧公図、旧土地台帳(東京法務局府中支局蔵)より筆者作成)

に道をつけることには大反対で、金をかけて開き損なったら大変である、損をしないことを考えなければならない、金を一文でもかけて水道を引く、道を開く、それは馬鹿なことといわれ⁽¹³⁾、その影響からか購入地内には主な南北道が1本、東西道が8本と、五日市街道と直行する南北道がほとんど造成されなかった。取得地に接する既存道路は南側の五日市街道と西側の扶桑通りで、西側は全面が扶桑通りに接していることに対し、南側の五日市街道に接する土地が1箇所しかなかったこともそのような造成に至った要因であろう。山林地であった932番地内には、現・扶桑通りから校地北東端まで東西に横断する道路が造成され、土地が南部と北部に大きく分けられた。(写真2)

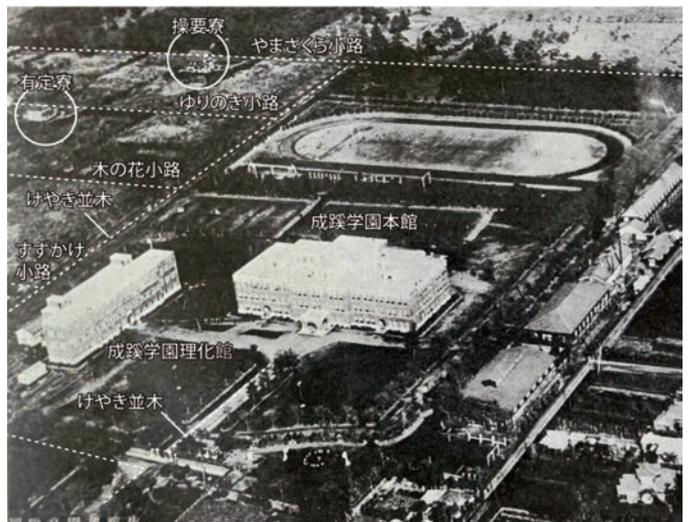


写真2
成蹊学園及び周辺地域（昭和7年(1932)頃）（成蹊学園『成蹊学園六十年史』（成蹊学園、1973年）口絵24頁より筆者作成）

3.2.2 区域I

成蹊学園の校地が、五日市街道からのアプローチの先に、南西部をカーブさせた長方形に造成された。校地西面には、南部から北部にかけて櫛並木が植樹された⁽¹⁴⁾道路がなだらかに建設された。櫛並木は、大正13年(1924)5月頃、同一樹齢の若木百数十本を、玉川、用賀、狛江村等から運搬して植栽したと伝えられ、当時の樹齢は30年前後と推定されるとの説⁽¹⁵⁾、大正13年(1924)9月頃に20年苗を植えた説⁽¹⁶⁾がある。校地内では、198種類4千本近い樹木の多くが落成前後に植えられた他、裏側の通路に桜並木がつくられ、本館裏側の5千坪に及ぶ運動競技場には芝生が植えられた⁽¹⁷⁾。運動場の北側に設置された雑木林や松林は、位置的に譲渡前の松林があった場所と重なっており、伐採せずそのまま残した可能性が高い。どちらにせよ、移転後に植えられた並木と道路が校地内外を明確に区別する空間を生み出した。

校地内には、大正13年(1924)、最も目立つ正門正面に学園本館（現存）が、その東面にはTRUSCON STEEL COMPANY(アメリカ・オハイオ州)より輸入された鋼材で建てられた鉄骨造の屋内運動場（現・トラスコンガーデン）が竣工。昭和2年(1927)に理化館（その後大学一号館となり、平成16年(2004)に解体）が本館の南西に建設され、テニスコートや運動場が本館の北側に、五日市街道側から隠れるように造成された。本館の設計・施工は合資会社清水組⁽¹⁸⁾、顧問は桜井小太郎（三菱合資会社地所部（現・三菱地所））で⁽¹⁹⁾、鉄筋コンクリート造の近代的かつ豪壮なデザインであった。学園本館の平面は中央に階段を設けた口の字形であり、池袋時代に採用した片廊下型ではなかった。理化館の設計案は加藤藤吉教諭で、当時最先端の教育環境ともいわれた理科教育施設を全面に押し出したものであった。これら校舎プランは、大正7年(1918)に煉瓦造の本館が完成していた池袋の立教大学、大正8年(1919)に開校した新潟高等学校、大正9年(1920)に開校し大正10年(1921)に校舎が完成した佐賀高等学校を参考とした⁽²⁰⁾。このように、当時最先端の教育を最先端の建物によって打ち出しており、学校の近代性をアピールしたと理解できる。一方、中村春二による寄宿舎を重視した言説を裏付けるように、開校当時、校地内の東部にのちの高等科専用の静専寮と校地外の区域II分譲予定地の南西端にのちの守之寮が建てられた⁽²¹⁾。静専寮は、「木造腰コンクリート西洋下見板防腐剤塗り屋根西洋瓦葺壁漆喰塗り木部ペンキ塗り仕上げ」⁽²²⁾であった。その後、区域II分譲地のやや北寄りにのちの有定寮が、区域II分譲地の北東端（現・成蹊学園西部室）位置にのちの操要寮が建設された。操要寮と有定寮は、三菱合資会社により無償貸与された洋式木造家屋を使用し、下見板張りの外壁であった（後述）。成蹊学園による校地内の建築は総じて、近代的で先進的な建築であった。

3.2.3 区域II

大正10年(1921)、土地が道路と敷地に分けられ、分譲地は、前述の通り、区域II~IVに予定された⁽²³⁾。区域IIの分譲地はまず、大正10年(1921)⁽²⁴⁾に5本の4間道路⁽²⁵⁾で区切られた大規模な4ブロックに分筆された。

大正11年(1922)、正方形に近い形状で500坪程度の区画へ更に分筆され、北側ブロックから、12区画、12区画、12区画、14区画の計50区画が設置された。東西方向の各道路沿いには北から、やまざくら小路にヤマザクラ、ゆりのき小路にユリノキ、木の花小路にソメイヨシノ、すずかけ小路にスズカケ(プラタナス)、かえで小路にトウカエデと、異なった種類の並木が整備された⁽²⁶⁾。並木は道路の片側に植えられた。同年、一部区画の所有権が個人に移転され始め、大正13年(1924)時点で個人に所有権が移転された区画は27区画、約5割に及んだ⁽²⁷⁾。一方、同年までに個人所有とならなかった区画は基本、所有権が三菱合資会社常務理事・青木菊雄に移転された。当時の価格は坪当たり20円⁽²⁸⁾であった。

昭和7年(1932)になると、個人所有は35区画と全体の7割に至った。最も個人所有率の低かったブロックは、一番北側のブロックで5割であった。青木の所有地はその後昭和9年(1934)までに、7区画が個人へ移転され、残り11区画が財団法人成蹊学園に寄附された⁽²⁹⁾。『岩崎家関係財団法人二係ル件控 昭和22年5月』⁽³⁰⁾には昭和9年(1934)の寄付者を三菱合資会社と記載しており、青木は三菱合資会社と同意とみなせる。この成蹊学園に所有が移った区画は基本、昭和12年(1937)、昭和13年(1938)に再度所有が個人へ移転された。分譲地を挟む道路は昭和9年(1934)に成蹊学園へ寄附された⁽³¹⁾。

この区画規模や価格の特徴を、同時期に開発された大和郷⁽³²⁾と比較し、検討する。大和郷の売り出し価格は坪当たり80~107円⁽³³⁾、売り出し当初、一区画100~150坪くらいを基準としていたが、実際は100坪未満の土地も全体の約1/3を占めた⁽³⁴⁾。なお、別荘地であった軽井沢で大正13年(1924)に草津電気鉄道が販売した株式に付けられた土地が500坪であった。よって、成蹊学園取得地の区域II分譲地の区画規模は一般的な住宅地よりも別荘地と類似する。かつ、区域II分譲地の坪単価は大和郷の1/5~1/4のため、一区画当たりの価格は大和郷に近似する。これらより、成蹊学園の区域II分譲地は、都心における上層者向けの分譲地と同程度の価格で購入可能な東京郊外の別荘地としての位置付けが可能である。池袋時代、地域の都市化が学校教育の妨げになったことが吉祥寺移転の背景にあることから、一般的な分譲地ではなく別荘地としたことに合点がいく。

成蹊学園区域II分譲地の各区画には、航空写真から境界に樹木が植えられた様子が分かる。敷地内で隣接敷地と往来することは難しかったであろうことから、地域内のコミュニティ形成を空間的に意識した様子は伺えない。区域II分譲地は農地を宅地へ転換した既存樹木の少ない土地であり、並木という人工的な自然を用い、造成道路とともに校地への軸線という近代的景観を形成していることから、道を中心に整備された別荘地的空間形成といえる。

この分譲地の販売に関する広告物はほとんど見つかっておらず、昭和4年(1929)4月20日発行の雑誌『信託と証券 4月号』に三菱信託株式会社の売物として府下吉祥寺成蹊学園附込分譲地24,537坪と掲載されている程度である⁽³⁵⁾。新聞等一般的な誌面に広告の掲載が見られないことは、対象を限定して販売したことを示しており、成蹊学園やその関係者に縁のある成蹊学園の理念を共有する人々を購入者と想定していた可能性が浮かび上がる。

分譲地の初期の建物は、前述の有定寮(現在の登録有形文化財「瀨家住宅西洋館」)、操要寮、守之寮及び校長住宅等があった。このうち、有定寮、操要寮は、建設時の図面に英語名が記載されており、有定寮は「ROCHESTER」、操要寮は「LANBERTON」であった。これら輸入住宅の詳細は4.で記すが、別荘地的性格を有する区域II分譲地と親和性をもつ建築であった。

3.2.4 区域Ⅲ・区域Ⅳ

区域Ⅲ分譲予定地では、区域Ⅱ分譲地より遅れて大正13年(1924)、大正14年(1925)に500坪程度の約50区画に分筆され、青木菊雄に所有権が移転された。その際、長短の道路敷地が、東西方向に4本、南北方向に4本設定された。ただ、青木以外に個人へ譲渡された土地は無かったことから、この時期は分譲地化に至らず、成蹊学園関係地としての色が強かったといえる。

区域Ⅴ別荘地の北部にある区域Ⅳ分譲予定地も同様の流れで、大正14年(1925)に7区画へ分けられた⁽³⁶⁾。その西端の区画には中村学園長遺族の家があったという。

3.2.5 区域Ⅴ

今村繁三取得地所の北西部は、まず大正10年(1921)に区画が分かれ、この大正10年(1921)、大正11年(1922)に岩崎孝、木村スミ、新藤源兵衛に譲渡された⁽³⁷⁾。岩崎小彌太の妻である岩崎孝の土地は、清風荘とも称された1万坪の岩崎小彌太の別荘「岩崎農園」となった⁽³⁸⁾。吉祥寺別荘家屋台帳⁽³⁹⁾によると、岩崎家の同地別荘は、住宅2棟(49.75坪の木造板葺平屋建て及び11.75坪の木造板葺平屋建て)、物置(34.50坪)、温室4棟(各9坪)であり、温室が複数あった。別荘と、菜園、花壇、温室、芝生などが備えられた同地では、メロン栽培や西洋草花の育成がされた⁽⁴⁰⁾。この岩崎農園の北側、木村スミの土地には三菱合資会社総理事で財団法人成蹊学園監事・木村久寿弥太の別荘があり、中村学園長遺族の家の隣にあたる⁽⁴¹⁾。木村スミは木村久寿弥太の妻である。このように、同エリアは成蹊学園及び三菱合資会社関係者の別荘地的特徴を強く有していた。

3.3 周辺地域

成蹊学園取得地の周辺地域は、豊里合資会社が購入した明治43年(1910)頃から今村繁三が入手した大正8年(1919)頃にかけて短冊形地割が長方形型区画へと分割されていき、近代郊外住宅地として発展する土壌が整った。野田北地域のうち、成蹊学園より東側の一部では、大正13年(1924)頃から宅地開発が行われ、より東部の本宿でも大正12年(1923)の大日本信託株式会社による現都道113号北部や昭和5年(1930)の福島信用組合連合会による住宅地開発⁽⁴²⁾等、宅地化が進行し始めていた。また、野田北地域のうち、成蹊学園取得地と扶桑通りを挟んで西側にある1293番地では、大正8年(1919)に三菱合資会社地所部・赤星陸治へ所有権が移転されたのち、大正9年(1920)には財団法人成蹊学園理事・三好重道へ移転され⁽⁴³⁾、その別荘となった⁽⁴⁴⁾。野田北1288-2番地では、昭和13年(1938)に鮎川美代へ所有権が移転され、日産コンツェルン創始者の鮎川義介の別荘となった⁽⁴⁵⁾。成蹊学園取得地と五日市街道を挟んだ南部には、大正13年(1924)1月頃にのちにアントニン・レーモンド設計住宅を建てる赤星鉄馬が正門南部に土地を所有し始めた⁽⁴⁶⁾。それらは、広大な庭園を有する別荘のような邸宅であった。このことは、成蹊学園関係者の居住地が、成蹊学園取得地に留まらず、地域に広がっていたことを表している。

3.4 成蹊学園取得地における開発の実際

それでは、成蹊学園取得地は、1920年代の開発の結果、実際にどのような景観が形成されたのか。ここでは当時の写真より、その実像を把握する。

まず、昭和7年(1932)頃に撮影された写真2を分析する。同航空写真は、成蹊学園及び区域Ⅱ分譲地をその南側より撮影したもので、区域Ⅱ分譲地の北側2ブロックや区域Ⅲ分譲予定地等が写っている。区域Ⅱ分譲地は、東西方向に通りが造成され、道路沿いに線状の並木が視認でき、区画の境界にも線状の緑がある。一際目立つ建物として、有定寮と操要寮が確認できる。これら建物は東西方向の通りから少し距離を取り、正面は成蹊学園を向いている。通りから建物正面まで道が引かれ、敷地に高さの無い緑が見られる。この様子は写真3、

4からも確認できる。

次いで、昭和11年(1936)に撮影された航空写真(写真6)より成蹊学園取得地を観察する。写真2同様、区域Ⅱ分譲地は区画境界に線状の緑があり、建物もまばらである。建物は区画の中心部近くに建てられ、広い敷地をのびのびと使用した別荘地的環境であったことが分かる。一方、成蹊学園の東側や駅寄りの野田南地区には多くの戸建群が密集している様子が視認できる。つまり、地域的には郊外住宅地化が進んでいた地域であったにもかかわらず、区域Ⅱ分譲地はそれよりも住宅密度が低く、かつ、同分譲地の西側の宅地化も進んでいない。このことから、成蹊学園取得地が、宅地化の拡大を止めていたと推察できる。このように、中村春二が開発思想の一端としてボーンビルを挙げた際に記載した「広々とした樹も茂り水もあるところに」や「敷地の廻りに樹を植えて他との交渉を断ち」という環境がある程度実現したことが分かった。「温い気分の寄宿舎や教師の田園都市」の一部として位置付けられる有定寮や操要寮は、中村がボーンビルに関して言及していた「職工達の住居かあるところで、青い木の中に埋つた趣味のある町」を構成する「別荘らしい家」であるともいえるであろう。



写真6
成蹊学園及び周辺地域(1936年)(国土地理院「空中写真(1936/09/24撮影)、整理番号B10東京西部・武蔵野市」<https://mapps.gsi.go.jp/map-lib-api/apiContentsView.do?specificationId=721181>(2024年2月6日閲覧)より筆者作成)

4. 「有定寮」と「操要寮」の建築物としての出自とその詳細

4.1 The Aladdin Company

ここでは有定寮と操要寮の建築物に焦点を当て、その出自について明らかにしたい。

まず、有定寮の図面に「ROCHESTER」、操要寮の図面に「LANBERTON」との記載があったことは既に述べた。それを踏まえて調査した結果、米国ミシガン州ベイシティに本社を置いた「The Aladdin Company」の組立住宅カタログに、同名の組立住宅が掲載されていることが分かった。同社は、米国の通信販売の組立住宅メーカーの1つで、明治39年(1906)に2人の兄弟、オットー・ソブリンとウィリアム・ソブリンによって創業された家族経営の会社であり、昭和56年(1981)まで住宅を製造し続け、個人と法人の両方の顧客に75,000戸以上の住宅を販売した⁽⁴⁷⁾。

同社の組立住宅カタログは継続的に発行され、そのうち少なくとも、「ROCHESTER」は大正3年(1914)～



写真3、4
成蹊学園寄宿舎2棟(左より有定寮、操要寮)(成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)535頁)



図3、写真5

Aladdin Companyの組立住宅カタログ掲載図・写真（左より、ROCHESTER、LAMBERTON）（The Aladdin Company『ALADDIN HOMES "Built in a Day" Catalog No. 32』（The Aladdin Company, 1919 fall））

大正10年(1921)のカタログに、「LAMBERTON」は大正5年(1916)～大正10年(1921)のカタログに掲載されていることを確認した。カタログに掲載された「ROCHESTER」のイラスト(図3)と有定寮の写真(写真3)を比較すると、イラストに描かれている煉瓦造と思われる煙突が有定寮の写真にはない以外はほぼ同形状である。また、同じくカタログの「LAMBERTON」の写真(写真5)と操要寮の写真(写真4)も高い類似性を有している。その他、両建築物ともに、カタログに記載された平面図と成蹊学園が所有する平面図とを比較した結果、ほぼ同じ空間構成であった。これらより、両建築物がThe Aladdin Company製であるとみなして間違いなく、最初はカタログ通りに建設したであろうことが分かった。大正8年(1919)秋のカタログ(48)には、「ROCHESTERは、シンプルで力強い、まさに米国的なデザインである。保守的なラインは、威厳と個性を表現し、このデザインはその代表的なものである」、「LAMBERTONは、正真正銘の米国家屋である。そのラインは米国的であり、直線的で、シンプルで、重厚である」と書かれ、デザインのシンプルさと米国らしさが強調されている。当時、米国からの輸入住宅はバンガロー式と呼ばれ、バンガローは居間を中心とした家族本位という住まい方や意匠面・気候風土などにおいてわが国の住宅と類似性があるとして注目されていた(49)。このような状況の中、区域II分譲地に建設されたThe Aladdin Companyの輸入組立住宅は、同エリアにおける別荘地的環境の創出に寄与したと想像できる。

4.2 日本へのThe Aladdin Company組立住宅の輸出

それでは、この「ROCHESTER」と「LAMBERTON」はどのような経緯で輸入されたのか。

「ROCHESTER」、つまり有定寮は、濱家住宅西洋館として現存する。この濱家住宅西洋館は平成25年(2013)10月から平成26年(2014)3月にかけて減築移転を含む修復工事が行われたが、その時に実施された調査によって、同建築物の部材に三菱のロゴマーク及び「YOKO」の印が確認された(50)。このことは、同建築物が、三菱系の会社によって、横浜港より輸入されたことを示している。

続いて、輸入時期を特定する。そのために、今回新たに発見された、The Aladdin Companyが昭和17年(1942)時点までに日本に対して行った住宅輸出の実績を示した資料(51)を用いる。同資料によると、The Aladdin Companyが日本に初めて住宅を輸出したのは大正10年(1921)12月8日で、三井物産株式会社に多数の住宅を輸出し、The Aladdin Companyの監督官を派遣して東京での建築を監督させたとのことである。次いで大正11年(1922)から大正13年(1924)にかけ、8件の取引が行われている。表1がその一覧だが、大正11年(1922)6月15日の「Yukio Arishima」は小

表1 The Aladdin Companyの我が国への輸出実績

6/15/22	Yukio Arishima	Tokyo, Japan
7/7/23	Takata & Co.	Yokohama, Japan
9/18/23	American Red Cross	Yokohama, Japan
9/26/23	J. Tsumara	Yokohama, Japan
12/24/23	Yuji Sawada & Co.	Yokohama, Japan
12/17/23	Macondray & Co.	Yokohama, Japan
1/17/24	Mitsubishi Saoji Kaisha Ltd.	Yokohama, Japan

『QUALIFICATION RECORD FPHA 20』(セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館蔵、1942年)より筆者作成

説家有島武郎の弟有島行郎、大正12年(1923)9月26日の「J. Tsumara」は株式会社ツムラの創業者津村重舎と推察する。実際、津村重舎は大正12年(1923)9月26日に欧米外遊から横浜港へ帰国した際、プレハブ住宅を持ち帰ったとされている⁽⁵²⁾。また、大正12年(1923)9月18日の「American Red Cross」は関東大震災時に米国赤十字社によって手配された建築物である⁽⁵³⁾。そして大正13年(1924)1月17日付で「Mitsubishi Saoji Kaisha Ltd.」と書かれており、これは三菱商事会社のことであろう。「ROCHESTER」が三菱系の会社によって横浜港より輸入されたことを踏まえると、この三菱商事会社の取引に「ROCHESTER」及び「LANBERTON」が含まれるとみなすのが妥当であろう。このことから、両建築物の輸入時期を大正13年(1924)1月17日と推定することができた。

これら取引をThe Aladdin Companyはどのようにして行ったのか。大正10年(1921)、日米木材会社の広告に「アラデン會社組立家屋一手販賣特約店」⁽⁵⁴⁾との記載がある。また、大正11年(1922)、既に丸の内にオフィスを構えるCOLLINS-FERGUSON CO.が代理店となっていた⁽⁵⁵⁾。三菱商事株式会社を含む表1の事例が販売代理店によるものかは断定できないが、少なくとも販売代理店が取引を行った可能性が考えられるであろう。

4.3 組立住宅輸入に関する関東大震災の影響

それでは、両建築物の輸入が上記の通りだったとして、なぜこの時期だったのか。表1から各輸出事例の時期に着目すると、8件のうち6件が大正12年(1923)9月1日に発生した関東大震災から半年以内に取引されている。このことから震災の影響が考えられる。ここでThe Aladdin Companyが作成した貿易関係者向けの日本に関するレター⁽⁵⁶⁾を読み解く。同レターに発行時期は書かれていないが、日本政府が建築資材の輸入関税を大正13年(1924)3月31日まで撤廃したこと、期日以内に確実に納品できるよう前もって注文することが重要であること、以前の関税は40%でありその後はこれ以上の数値になる可能性がある」と記載されている。このことから、輸入関税の撤廃が同社の取引増に影響したと推察できる。なお、組立家屋の輸入関税ではなく、建築資材の輸入関税と記載している点に注意しておきたい。

では実際、日本政府は関東大震災後、輸入関税についてどのような対応をしたのか。政府は罹災地の物資の供給を確保する必要上、緊急勅令として、大正12年(1923)9月11日に米穀の輸入税免除(緊急勅令第407号)、12日に生活必需品及び土木、建築材料の輸入税の低減または免除(緊急勅令第411号)、17日に大麦ほか生活必需品数十指定品目の輸入税免除及び自動車、原動力機の輸入税半減(緊急勅令第417号)を相次いで出し、減免の期限を翌年3月末日までとした⁽⁵⁷⁾。一方、大正12年(1923)10月3日付の朝日新聞夕刊⁽⁵⁸⁾の記事『組立家屋の入税撤廃要求』によると、大震災善後會が10月1日開催の常務委員会で「建築用木材、金屬其他の材料の輸入税は大部分免除せられたるに拘らず単り木製品中組立家屋に要する諸材料品の輸入税は依然従價四割の高率を存置せる」状態であったため関税撤廃を望んだとのこと。大正12年(1923)10月26日付の朝日新聞朝刊⁽⁵⁹⁾の記事『更に二十品目の輸入税を免除 近く緊急勅令發布』では、「農商務省及大蔵省に於ては更に電気器具機械、組立家屋、(中略)等過般の勅令に於て減免税されて居ないものにして前勅令と関係があり又復興事業に必要な物品約二十種に就いて輸入税を免除すべく協議研究中であるが右は至急を要するもののみであつて議會の開會を待ち難き事情があり来月上旬(十日頃か)に緊急勅令を以て公布実施するに至るだらうと

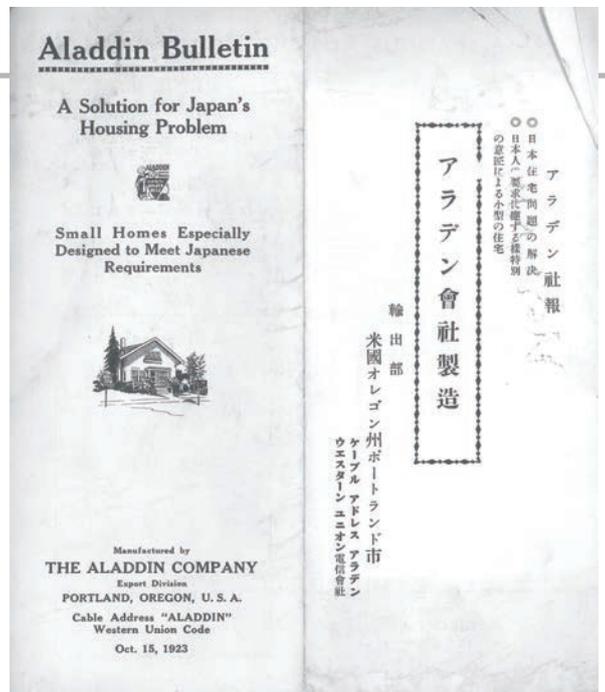


図4 日本用組立住宅のパンフレット

アラデン會社『アラデン社報』◎日本住宅問題の解決 ◎日本人の要求に應ずる様特別の衣裳による小型の住宅』(アラデン會社輸出部、1923年)(セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館蔵)

云ふ而して右輸入税免除の緊急勅令の實施期間は曩に實施されたものと同様明十三年三月末日迄にする筈」と書かれ、組立家屋の免税成立間近であることをうかがわせる。しかし、大正13年(1924)年1月の東京商業會議所報に「緊急勅令第四一七號による關稅撤廢に關する建議」が大正12年(1923)12月4日付で東京商業會議所會頭藤山雷太名で掲載された際、希望する「關稅免除追加品目」の一つに組立家屋と記載されていることから⁽⁶⁰⁾、まだ同日には組立家屋の關稅減免は行われていなかったと分かる。そして、大正13年(1924)6月5日発行「大正大震火災誌」で、「建築材料の免税をし乍ら、組立家屋を成製品の見地より免税品として加へざりし事、毛織物の減免税を適度に選擇しなかつた事などは、可なりの物議を醸したものであつた」⁽⁶¹⁾と記され、結局大正13年(1924)3月末日までに組立家屋自体の減免税は成らなかったようである。

このような状況ではあったが、The Aladdin Companyは、大正12年(1923)10月15日付で日本人の要求に応じる特別意匠による小型住宅「菖蒲住宅」と「櫻住宅」を日英両語で掲載したパンフレット(図4)⁽⁶²⁾を作成しており、輸出に積極的だったようである。「ROCHESTER」をはじめとするThe Aladdin Company社製の組立家屋がどのような品目で輸入され、その輸入税がどうかかったかは知る由もないが、前述のレター⁽⁶⁶⁾で免税された品目を建築資材と記載し、取引が建築資材の免税期間に集中したことから、「ROCHESTER」等は建築資材として輸入された可能性を考えたい。なお、濱家住宅西洋館の調査で、屋根葺材は国内調達によるものと判明している⁽⁶³⁾。このことから、免税で輸入可能だった建築材料以外を国内で調達した可能性がある。これら背景からも、現「濱家住宅西洋館」である「ROCHESTER」は、諸条件が整った短期間に輸入できた希少性の高い建物であり、現存する意味と意義を強く噛み締めるところである。

5. まとめ

以上、成蹊学園取得地の取得直後(大正8年(1919)~1920年代)の開発経緯が明らかになった。大正8年(1919)に今村繁三取得地となった後、近代的学園と別荘的住宅地による学園町を計画し、大正10年(1921)より分筆や造成が進み、大正14年(1925)にはおおよその計画が出揃った。土地は早々に売れ、寮が建てられたものの建築物の建設は緩やかで、道路・並木を中心とする環境形成が進んだ。そのような区域II分譲地に建設され、別荘地的雰囲気形成に寄与した有定寮や操要寮は、米国The Aladdin Company製の輸入組立住宅であり、家族本位や意匠面・気候風土などで我が国の住宅との類似性に注目された、当時の生活の近代化の経緯をよく反映した建築物であった。また、関東大震災後に短期間だけ行われた建築材料の輸入税免税期間に輸入された数少ない現存事例の一つであることがわかった。今日も残る豊かで落ち着いた地域環境は、これら歴史の影響が多分にうかがえる。

【謝辞】

本稿執筆にあたっては、濱家住宅西洋館関係者、成蹊学園史料館、セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館、三菱史料館、三菱UFJ信託銀行信託博物館付属資料室、東京法務局府中支局、東京都公文書館、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館、けやきコミュニティセンター、東京大学都市デザイン研究室をはじめとする多くの方々大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

【註】

- (1) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)386頁
- (2) 中村春二「冬の夜がたり(五)」(『母 第7巻 第1号』1920年)
- (3) 内務省地方局有志編『田園都市』(博文館、1907年)
- (4) 生江孝之『欧米視察細民と救済』(博文館、1912年)294頁
- (5) 岩崎家傳記刊行会編『岩崎小弥太傳 岩崎家傳記 六』(東京大学出版会、1979)151頁
- (6) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)400頁
- (7) 篠原助市『教育辞典』(宝文館、1922年)229-230頁
- (8) 今村繁三「財団法人成蹊学園學校移轉敷地使用承認証明書」『東京府内務部学務兵事課：成蹊学園校地変更ノ件』(東京都公文書館蔵、1923年)
- (9) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)520頁
- (10) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)400-401頁
- (11) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)399-403頁

- (12) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)416-425頁
- (13) 成蹊大学政治経済学会『武蔵野市(下)』(武蔵野市、1989年)725頁
- (14) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)512頁
- (15) 成蹊学園の正門近くに設置された武蔵野市教育委員会による市天然記念物「成蹊学園のケヤキ並木」に関する看板
- (16) 野津功編『町内樹木ものがたり』(けやきコミュニティ協議会、2000年)36頁
- (17) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)512頁
- (18) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)460頁
- (19) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)464頁
- (20) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)459-461頁
- (21) 開校当時は4寮(静専寮、守之寮、操要寮と有定寮)に名前は付いていなかった。
- (22) 東京府内務部学務兵事課『財団法人成蹊学園成蹊高等学校設置ノ件』(東京都公文書館蔵、1924年)
- (23) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (24) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (25) 東京府学務部学務課『校地拡張ノ件認可申請』(東京都公文書館蔵、1937年)及び『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)、『旧旧公図』(東京法務局府中支局蔵)。旧旧公図より道路幅が4間であることが確認できる。
- (26) 野津功編『町内樹木ものがたり』(けやきコミュニティ協議会、2000年)92頁
- (27) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (28) 青木徹二主宰、板橋菊松主幹『信託と証券 4月号』(信託と証券社、1929年)73頁
- (29) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (30) 株式会社三菱本社 総務部 北原浩平『岩崎家関係財団法人二係件控 昭和22年5月』(三菱史料館蔵、1947年)
- (31) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (32) 旗手勲『三菱財閥の不動産経営』(日本経済評論社、2005年)70-72頁によると、大和郷は、旧三菱財閥三代総帥岩崎久弥が、父弥太郎が1878年に宮内庁から入手した駒込上富士前の六義園を含む別荘地約12万坪のうち、省内山手線内の巣鴨から駒込にかけての約5万4千坪を解放した住宅地で、1919年10月から工事にかかり、2千本以上の杉を伐採して地ならしし、宅地造成後、1922年5月から一般に分譲した住宅地である)。1922年12月末に260区画(後に285区画)がほぼ完売した同地は、東京帝国大学教授・佐野利器が設計し、中央に幅7間と交差する4間の道路で自動車が通行できる格子状の18ブロックに分け、完備した上下水道と地下ケーブル式の電燈・電話線などの近代施設を完備し、中央に小公園と自治組合事務所、郵便局、クラブ、交番、購買店などを設ける計画で、売主が久弥、管理は東山農事会社があたった。佐野利器自身も大和郷に居を構えた。
- (33) 旗手勲『三菱財閥の不動産経営』(日本経済評論社、2005年)71頁
- (34) 旗手勲『三菱財閥の不動産経営』(日本経済評論社、2005年)72頁
- (35) 青木徹二主宰、板橋菊松主幹『信託と証券 4月号』(信託と証券社、1929年)73頁
- (36) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)415頁
- (37) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (38) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)415頁
- (39) 『吉祥寺別荘家屋台帳 12』(三菱史料館蔵)
- (40) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)415頁
- (41) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)415頁
- (42) 吉野歩『武蔵野段丘上の短冊状新田村落にみる大都市近郊の郊外住宅地形成 - 先行する短冊状地割と土地利用形態の継承・再編 -』(明治大学大学院理工学研究科建築学専攻修士論文(未公刊)、2015年)
- (43) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (44) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)415頁
- (45) 成蹊学園『成蹊学園六十年史』(成蹊学園、1973年)415頁
- (46) 『旧土地台帳』(東京法務局府中支局蔵)
- (47) Clarke Historical Library, Central Michigan University『ALADDIN COMPANY OF BAY CITY』。 <https://www.cmich.edu/research/clarke-historical-library/explore-collection/explore-online/michigan-material/alladin-company-bay-city> (2024年1月25日閲覧)
- (48) The Aladdin Company『ALADDIN HOMES "Built in a Day" Catalog No. 32』(The Aladdin Company、1919)(セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館蔵)
- (49) 内田青蔵『あめりか屋商品住宅』(住まいの図書館出版局、2005年)103-111頁
- (50) 株式会社ファブリカ・アルティス一級建築士事務所『濱家住宅西洋館修復工事報告書』(2014年)
- (51) 『QUALIFICATION RECORD FPHA 20』(セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館蔵、1942年)
- (52) 津村重舎『漢方の花：順天堂実記』(津村順天堂、1982年)122-123頁によると、このプレハブ住宅は、アメリカでも売り出したばかりの新商品で、左右、奥行きともに四間ほどの木製であった。初代社長である津村十舎は、この組立式住宅を十数棟購入してきた。また、そのうち一組が目黒の私邸の物置に長いこと眠っていて、日本橋の順天堂の本社社屋が昭和20年(1945)3月の空襲で消失した時、このプレハブを建てた。
- (53) 『QUALIFICATION RECORD FPHA 20』(セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館蔵、1942年)
- (54) 日米新聞社編『日米住所録』(日米新聞社、1921年)491頁
- (55) 『The Japan directory for Tokyo, Yokohama, Kobe, Osaka, Kyoto, Nagasaki, Nagoya, Nemuro, Kushiro, Otaru, Niigata, Hakodate, Sapporo, Moji, Shimonoseki and Formosa』(Japan Gazette、1922年)
- (56) Export Division, THE ALADDIN COMPANY『THE ALADDIN COMPANY PORTLAND-ORE』(セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館蔵)
- (57) 『大蔵省史 - 明治・大正・昭和 -』612頁 (https://www.mof.go.jp/pri/publication/mof_history/4ki_c2.pdf) (2024年1月25日閲覧)
- (58) 朝日新聞「組立家屋の入税撤廃要求」(『朝日新聞 1923年10月3日 夕刊』1923年、4頁)
- (59) 朝日新聞「更に二十品目の輸入税を免除 近く緊急勅令發布」(『朝日新聞 1923年10月26日 朝刊』1923年、4頁)
- (60) 『東京商業会議所報 7(1)』(東京商業会議所、1924年)15頁
- (61) 山本美編『大正大震災災誌』(改造社、1924年)99頁
- (62) アラデン會社『アラデン社報 ◎日本住宅問題の解決 ◎日本人の要求に應ずる様特別の衣装による小型の住宅』(アラデン會社輸出部、1923年)(セントラルミシガン大学クラーク歴史図書館蔵)
- (63) 株式会社ファブリカ・アルティス一級建築士事務所『濱家住宅西洋館修復工事報告書』(2014年)

関前村を支配した近世前期の代官たち

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 米崎 清実

はじめに

後北条氏滅亡後、徳川家康は関東を支配し、江戸城を居城として江戸の街づくりを始めた。豊臣系大名に対峙するように上級家臣を街道や利根川・荒川を押さえる要地に配置する一方、武蔵国・相模国・下総国を中心とする南関東では旗本を配置するとともに、いわゆる代官頭と言われる伊奈忠次、大久保長安、彦坂元正、長谷川長綱が陣屋を構えて支配した⁽¹⁾。八王子には代官頭大久保長安と大久保に統率された武田や北条の家臣だった代官たちの陣屋が置かれ、後北条氏時代に支城が配された関東山地の縁辺部をはじめとする各地を支配した。大久保長安の死去後も代官たちは八王子に陣屋を構え、各地の支配にあたっていたが、江戸幕府の職制や都市江戸の整備が進むとともに、代官たちは粛清、または江戸住まいとなり、元禄年間には八王子の陣屋は引き払われ、代官の性格は吏僚的なものへと変わっていった⁽²⁾。江戸幕府の直轄領を支配する代官に関する研究は村上直氏や和泉清司氏、西沢淳男氏などにより進められているが⁽³⁾、各地域における代官支配の実態については、地域に残る史料などからさらに詳細に確認する余地が残されている⁽⁴⁾。そこで旧関前村名主井口家文書⁽⁵⁾（以下、井口家文書と略記する。）から寛文期から正徳期に関前村に年貢割付状を発給した代官たちを見ていこう。

井口家文書の年貢割付状に見る代官

井口家文書には年貢割付状などの年貢関係史料が数多く伝来している。表は寛文12年(1672)関前村が検地を受けて以降、正徳5年(1715)まで関前村に発給された年貢割付状とその発給者名である。表に見るように、長期間にわたり支配した代官は、元禄14年(1701)から正徳3年(1713)まで14年支配した江川太郎左衛門・江川左兵衛、寛文12年(1672)から天和2年(1682)まで11年支配した野村彦太夫、天和3年(1683)から元禄3年(1690)まで8年支配した成瀬五左衛門である。その一方、1年しか年貢割付状を発給していない代官も5名(国領半兵衛・西山八兵衛・古川武兵衛・小長谷勘左衛門・樋口又十郎)見える。

以下、『新訂寛政重修諸家譜』⁽⁶⁾『江戸幕府代官履歴辞典』⁽⁷⁾『江戸幕府全代官人名辞典』⁽⁸⁾などから井口家文書の寛文期から正徳期の年貢割付状に見える代官の経歴や支配地などを見ていこう。

野村彦太夫

寛文12年(1672)から天和元年(1681)まで関前村に年貢割付状を発給した野村彦太夫は野村為利・為政にあたる。

野村為政にとって高祖父にあたる為道は近江国に住し、浅井長政の家臣だった。為政の曾祖父為勝は文禄3年(1594)11月12日から秀忠に仕え、大坂の陣の後に上総国山辺郡に采地を賜い、元和6年(1620)に鳥見同心を預けられた後、寛永2年(1625)に上総国東金領・下総国千葉領の代官となった。秀忠の東金放鷹の際には御茶屋経営を務めている。

為政の祖父為重は元和元年(1615)9月15日将軍秀忠に拝謁し薬込の役を務めた後、寛永10年(1633)家督を継ぎ、代官となっている。上総国成東領・下総国千葉領とともに武蔵国府中領等を支配し、寛永19年(1642)からは駿河国沼津代官を兼帯した。正保元年(1644)からは相模国津久井領を支配し、正保期から慶安期の津久井領の寺社の朱印状下賜を寺社奉行に取り次いだ。

為政の父為利は明暦3年(1657)7月26日将軍家綱に拝謁、万治2年(1659)12月25日に家督を継ぎ、代官と

表 関前村に発給された年貢割付状一覧(寛文～正徳)

年月日	表題	差出→受取
寛文12年10月28日	札野新田関村前子之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝元年11月16日	札野新田関村前丑御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝2年11月10日	札野新田関村前寅之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝3年11月28日	札野新田関村前卯之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝4年11月	札野新田関村前辰之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝5年12月27日	札野新田関村前巳之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝6年	札野新田関村前午御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝7年11月28日	札野新田関村前未之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
延宝8年11月17日	札野新田関村前申之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
天和元年11月27日	札野新田関村前酉之御年貢可納割付之事	野 彦太夫→名主・百姓中
天和2年[]	関村前新田戌年御年貢可納割付覚	[] 半兵衛→口主・百姓中
天和3年11月	亥年武州関村前新田御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関村前新田名主・百姓
貞享元年11月	子年関村前新田御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関村前新田名主・百姓
貞享2年11月	丑年関村前新田御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関村前新田名主・百姓
貞享3年11月	寅之年関村前新田御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関村前新田名主・百姓
貞享4年11月	関村前新(田脱) 卯之御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関村前新田名主・百姓
元禄元年11月	辰之年関前新田御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関前新田大小百姓中
元禄2年11月	巳年関村前新田御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関村前新田名主・百姓
元禄3年11月	午之年関前新田御年貢可納割付之事	成瀬五左衛門→関前新田名主・百姓
元禄4年11月	武州多摩郡野方領関前新田未御成ケ可納割付事	西 八兵衛→名主・惣百姓中
元禄5年11月	関前新田申御年貢可納免状之事	古郡文右衛門→名主・百姓
元禄6年11月	関前新田酉御年貢可納免状之事	古郡文右衛門→名主・百姓
元禄7年10月	戌之御年貢可納割付之事	竹村惣左衛門→名主・百姓
元禄8年10月	亥之御年貢可納割付之事	竹村惣左衛門→名主・百姓
元禄9年10月	子之御年貢可納割付之事	竹村惣左衛門→名主・百姓
元禄10年10月	丑歳御年貢可納割付之事	竹村惣左衛門→名主・百姓
元禄11年10月	寅之御年貢可納割付之事	竹村惣左衛門→関前新田名主・百姓
元禄12年11月	卯御成ケ可納割付之事	古川武兵衛→関前新田名主・百姓
元禄13年10月	武蔵国多摩郡関前新田辰御年貢可納割付	小 勘左衛門→名主・百姓
元禄14年11月	巳歳関前新田御成箇可納割付之事	江川太郎左衛門→名主・百姓中
元禄15年11月	午歳関前新田御成箇可納割付之事	江川太郎左衛門→名主・百姓中
元禄16年11月	未年関前新田御成ケ可納割付之事	江川太郎左衛門→名主・百姓中
宝永元年11月	申年関前新田御成ケ可納割付之事	江川左兵衛→名主・百姓中
宝永2年10月	酉年関前新田御成箇可納割付事	江川左兵衛→名主・百姓
宝永3年11月	戌年関前新田御成箇可納割付事	江川左兵衛→名主・百姓中
宝永4年11月	亥年関前新田御成箇可納割付之事	江川左兵衛→名主・百姓中
宝永5年11月	子年関前新田御成ケ可納割付之事	江川左兵衛→名主・百姓中
宝永6年10月	丑歳関前新田御成ケ可納割付之事	江川左兵衛→名主・百姓
宝永7年11月	寅歳関前新田御成箇可納割付之事	江川左兵衛→名主・百姓
正徳元年11月	卯年関前新田御成箇可納割付之事	江川太郎左衛門→名主・百姓
正徳2年11月	辰年関前新田御成箇可納割付之事	江川太郎左衛門→名主・百姓
正徳3年11月	巳年関前新田御成箇可納割付之事	江川太郎左衛門→名主・百姓
正徳4年10月	武州多摩郡関前新田午御成ケ可納割付事	樋 又十郎→名主・百姓
正徳5年11月	未御年貢可納割付之事	森山勘四郎→関前新田名主・百姓

典拠：武蔵野市保管井口家文書

なった。上総国東金領を中川秀時などと立会支配し、寛文4年(1664)まで相模国津久井領を支配、駿河国駿東郡も支配し、沼津に出張陣屋を置いている。寛文11年(1671)には新田物成十分の一を収公されている。武蔵野市域で最も古い時期の文書である井野家文書の寛文2年(1662)11月の西之久保町の新田取立入用に関する借用金覚の奥書や、寛文4年(1664)7月に吉祥寺村と西窪村の検地を実施した野村彦太夫は、この為利にあたる。

為政は寛文6年(1666)6月28日將軍家綱に拝謁し、延宝元年(1673)12月28日家督を継ぎ、代官となった。駿河国沼津に出張陣屋を置き、武蔵国府中領や上総国・駿河国を支配し、延宝6年(1678)武蔵国総検地の際、中川秀時と府中領の検地を実施した。寛文12年(1672)5月の関前村の検地や延宝6年(1678)3月の境村の検地は為政による。為政は天和2年(1682)11月28日罷免され、勘定頭の支配となり、貞享4年(1687)12月13日小普請となっている。

国領半兵衛

天和2年(1682)に関前村に年貢割付状を発給した〔 〕半兵衛は国領重次にあたる。

国領家は駿河国出身で、頼朝富士遊猟の際に鹿一頭を射たことを賞され、近江国神崎郡に采地を賜わり国領村の城に住したことから国領と称するようになった。国領重次の祖父一吉は豊臣秀次に仕え、文禄4年(1595)から家康に仕え、近江国甲賀郡に采地を賜わった。父吉次は寛永9年(1632)家督を継ぎ、寛永10年(1633)には武蔵国橋樹郡に采地を加増された。

重次は寛永13年(1636)12月6日将軍家光に拝謁、寛永19年(1642)6月26日大番、寛文5年(1665)正月5日より御蔵奉行を務め、寛文7年(1667)12月10日家督を継いだ。寛文10年(1670)5月朔日代官になり、伊奈忠常と交代して陸奥国福島陣屋で信夫・伊達両郡支配、延宝7年(1679)6月大和国今井代官に場所替えし、翌年、奈良代官になっている。天和2年(1682)6月14日に武蔵国・相模国を支配する代官となり、三河国赤坂に出張陣屋を置き、同年12月1日からは罷免された野村為政に替り駿河国沼津代官を兼帯した。貞享4年(1687)8月10日代官を辞任している。

成瀬五左衛門

天和3年(1683)から元禄3年(1690)まで関前村に年貢割付状を発給した成瀬五左衛門は成瀬重頼にあたる。

成瀬家はもと鈴木と称し、重頼の曾祖父重能の代になり成瀬と称するようになった。重能の生国は三河国で、文禄3年(1594)頃から代官頭伊奈忠次配下の代官として相模国中原代官を務めた。祖父重治は相模国で生まれ、寛永6年(1629)家督を継ぎ、相模国中原代官を務めた。

重頼は延宝3年(1675)12月11日家督を継ぎ、代官となった。元禄9年(1696)2月10日に病免している。重頼の子(市郎左衛門)は延宝5年(1677)に父重頼の代官見習となったが、享保4年(1719)6月12日、代々の代官職での年貢滞納を償うことができなかつたとして家督相続が認められず、成瀬家は断家となった。

西山八兵衛

元禄4年(1691)に関前村に年貢割付状を発給した西山八兵衛は西山昌親にあたる。

西山家はもと甲斐国西山郷に住し、昌親の曾祖父昌永は武田信虎及び信玄に仕えた。祖父昌次も武田信玄に仕えたが、武田家滅亡後、家康に仕え、家康の関東入国後は武蔵国高麗郡に采地を賜い、八王子の城番を命じられている。父(養父)昌勝は家光に仕え、元和8年(1622)に小十人の組頭、寛永2年(1625)から御膳奉行を務めた。

昌親は寛永17年(1640)11月29日家督を継ぎ、慶安元年(1648)8月3日に御小姓組、貞享4年(1687)8月11日に相模国を支配する代官となった。元禄5年(1692)3月11日小姓組へ帰番している。

古郡文右衛門

元禄5年(1692)から元禄6年(1693)まで関前村に年貢割付状を発給した古郡文右衛門は古郡年明にあたる。

年明の祖父重政は駿河国に住し、駿河大納言に仕えた。駿河大納言の改易とともに御家人となり、駿河国加島で代官を務めた。父重年は寛文4年(1664)12月10日家督と重政の代官職を継いだ。重年は妻を葦山の江川家から迎えている。

年明は延宝元年(1673)12月21日将軍家綱に拝謁、貞享4年(1687)7月11日家督を継ぎ、駿府の代官となった。駿河国加島に出張陣屋を置いている。元禄5年(1692)閏正月10日に相模国・武蔵国を支配する代官として江戸に移る際に、新田物成十分の一を収公された。元禄7年(1694)5月29日には越前国西鯖江代官へ場所替えし、正徳3年(1713)6月29日には近江国大津代官となり、山城国・大和国・摂津国・河内国・和泉国を支配した。

享保7年(1722)備中国笠岡代官となり、その翌年に老免した。

竹村惣左衛門

元禄7年(1694)から元禄11年(1698)まで関前村に年貢割付状を発給した竹村惣左衛門は竹村嘉躬にあたる。

竹村家はもと大和国に住し、曾祖父嘉理は幼年の頃、織田信長の人質として安土城にいた。後に大久保長安に仕え、後に家康に拝謁し、慶長18年(1613)から伊豆国を支配する代官となり、寛永4年(1627)7月晦日に佐渡奉行となった。続く嘉勝は嘉理の職を継ぎ、嘉躬の父嘉有は、寛永18年(1641)12月4日家督を継ぎ、万治元年(1658)代官となっている。

嘉躬は延宝元年(1673)12月21日将軍家綱に拝謁、延宝6年(1678)8月16日家督と嘉有の代官職を継いだ。天和元年(1681)から関東の代官となり、同年11月から貞享3年(1686)まで改易された真田家の上野国沼田藩領を熊沢良泰と立会支配した。天和2年(1682)から元禄元年(1688)まで下総国結城領も支配した。元禄元年(1688)3月8日には会津藩預所の陸奥国南山御蔵入領支配のため田島の代官となり、元禄5年(1692)から越後国小出島、元禄6年(1693)には陸奥国郡山に出張陣屋を置いた。元禄7年(1694)5月29日からは関東の代官となり、元禄7年(1694)から元禄14年(1701)まで上野国沼田領も支配した。元禄10年(1697)10月から元禄11年(1698)5月まで代官守屋正朋・岡田俊易と津山藩森家断絶後の美作国を支配し、元禄15年(1702)肥後国天草富岡の代官となり、肥後・肥前・筑前・日向に支配地を持った。元禄16年(1703)代官辞任後、勘定奉行支配となり、宝永元年(1704)3月16日勘定組頭、享保元年(1716)3月22日勘定吟味役となった。

古川武兵衛

元禄12年(1699)に関前村に年貢割付状を発給した古川武兵衛は古川氏成にあたる。

氏成は寛文7年(1667)7月5日家督を継ぎ、元禄4年(1691)2月26日出羽国・陸奥国などの巡見を命じられた。元禄9年(1696)4月26日から関東の代官となり、元禄16年(1703)に五畿内に場所替えとなった。元禄15年(1702)から元禄16年(1703)の支配所は武蔵国・上総国・下総国・常陸国で5万石余だった。

小長谷勘左衛門

元禄13年(1700)に関前村に年貢割付状を発給した小長谷勘左衛門は小長谷正綱にあたる。

小長谷家はもと三河国に住し、正綱の祖父道友は今川氏真に仕えた。後に家康に仕えている。道友の三男で正綱の父正榮は慶長元年(1596)家康に拝謁し、大番となり、駿府城の守衛を務めたが、交代のことを愁訴して勘気を蒙り改易された。

正綱は勘気を赦されて寛文3年(1663)7月20日御家人に復帰し、寛文4年(1664)5月26日に大番、天和3年(1683)12月28日浅草御蔵役を務め、貞享4年(1687)8月11日駿河国沼津代官となった。元禄5年(1692)から豊後国高松代官となり、日田に出張陣屋を置いた。元禄11年(1698)4月に病免したが、元禄13年(1700)7月26日に代官に復し、伊豆国三島代官となり、相模国大久保に出張陣屋を置いた。同年9月15日には伊豆国付島々を支配下に置き、後に上野国・武蔵国・相模国・駿河国等の川々普請を命じられて現地に赴いている。元禄15年(1702)から元禄16年(1703)の支配所は武蔵国・相模国・伊豆国・下総国で6万8800石余だった。

江川太郎左衛門・左兵衛

元禄14年(1701)から正徳3年(1713)まで関前村に年貢割付状を発給した江川太郎左衛門・江川左兵衛は江川英暉・江川英勝にあたる。

江川家は伊豆の土豪として勢力を広げ、後北条氏に仕えたが、天正18年(1590)の小田原の陣以降、徳川家康に仕えた。伊豆韮山に本拠を置く徳川家の旗本として伊豆国と相模国、島々の幕領を幕末期まで世襲的に支配した。江戸後期には伊豆国・駿河国・相模国などとならんで武蔵国多摩郡に支配地を持った。幕末期に江川家当主となった英龍は西洋兵制の導入、反射炉や品川台場の建造など開明的な代官として知られている。

江川英暉は寛文6年(1666)6月28日將軍家綱に拝謁し家督を継ぎ、伊豆国の代官となった。元禄7年(1694)には物成十分の一を収公され、蔵米150俵を賜い、伊豆国・相模国・武蔵国の支配を命じられた。元禄15年(1702)から元禄16年(1703)の支配高は、伊豆国・相模国・武蔵国に4万7100石余だった。宝永元年(1704)6月25日に病死し、子の英勝が家督と代官職を継いだ。

英勝は左兵衛を名乗り、代官見習を経て、正徳元年(1711)9月2日家督と代官職を継いだ。享保5年(1720)から享保6年(1721)に甲斐国郡内領を支配する谷村の代官を三島の代官河原正真と立会預りしている。享保7年(1722)6月26日に支配所を増地され、支配高は6万石となった。英勝は、享保8年(1723)相模国中原の御林伐採に関する手代の不正から代官を罷免されて勘定奉行支配になり、享保16年(1731)に家督を継いだ英勝の子英彰は寛延3年(1750)に関東の代官になり、韮山代官に復帰したのは宝暦8年(1758)になってからであった⁶⁾。

関前村の元禄14年(1701)から元禄16年(1703)までの年貢割付状の発給者は江川太郎左衛門であるが、宝永元年(1704)になると江川左兵衛になっている。宝永元年は江川英暉が病死した年である。江川左兵衛の名は、井口家文書の年貢割付状だけでなく、宝永期と見られる年貢納入督促に関する文書に見られる。関前村年貢割付状に見える江川左兵衛の名は宝永7年(1710)までで、正徳元年(1711)からは江川太郎左衛門の名になっている。発給者名の変化は、江川英暉が病死し、英勝が代官見習から家督を継いだ年と合致する。

樋口又十郎

正徳4年(1714)に関前村に年貢割付状を発給した樋口又十郎は樋口兼亮にあたる。

樋口家はもと甲斐国武田家に仕えた。兼亮の曾祖父にあたる家次は徳川家康・秀忠・家光に仕えた。家康の五か国領有時代から大久保長安のもとで代官を務め、関東入国後も代官として武蔵国・上総国・下総国において天正・文禄検地を実施した。正保元年(1644)4月から翌年8月までは陸奥国三春藩主松下長綱が改易されると、陸奥国田村郡を代官福村勝正と支配にあたった。また、安房国・下野国にも支配地を持ち、下野国芳賀・都賀・塩谷郡において代官福村政直と立会支配した。兼亮の祖父安定は代官を務め、兼亮の養父又兵衛も寛文6年(1666)6月將軍家綱に拝謁、寛文10年(1670)12月10日家督を継ぎ、関東の代官となった。

兼亮は宝永6年(1709)11月22日家督を継ぎ、宝永7年(1710)6月26日関東の代官に就いた。正徳3年(1713)から陸奥国川俣代官を務め、下野国も支配した。正徳5年(1715)8月6日死去。享保4年(1719)6月13日、子の左京は代々の代官職での年貢滞納を償うことができなかつたとして家督相続が認められず、樋口家は断家となった。

森山勘四郎

正徳5年(1715)から享保4年(1719)まで関前村に年貢割付状を発給した森山勘四郎は森山実輝にあたる。

実輝は徳川綱豊に仕えていたが、宝永元年(1704)徳川綱豊が將軍綱吉の後嗣として江戸城西丸に入る際に幕臣となった。正徳2年(1712)8月29日には但馬国・隠岐国・石見国などの巡見を行っている。正徳5年(1715)8月18日に陸奥国川俣代官となり、下野国にも支配所を持った。享保7年(1722)から享保18年(1733)まで出羽国寒河江代官となり、その間には高畑代官を兼務、長瀬代官や庄内三ヶ領を代官長谷川忠国と立会預りした。

おわりに

かつて武蔵国国府の置かれた府中は、八王子とは別の支配の拠点となっていたと指摘されているが⁽⁹⁾、寛文期から正徳期に閩前村を支配したのは八王子代官とは異なる代官たちだった。井口家文書の年貢割付状に見える代官のうち、武田家旧臣を系譜に持つのは西山昌親や樋口兼堯だった。西山家は家康の関東入国後に武蔵国高麗郡に采地を賜い、八王子城番、小十人組頭を務めたが、八王子代官には含まれない。

寛文期から正徳期に閩前村を支配した代官は武蔵国以外にも支配地を持っていた。野村・国領・成瀬・西山・古郡・小長谷・江川は相模国、野村・国領・竹村・古郡・小長谷・江川は駿河国や伊豆国、野村・古川・樋口は上総国、野村・竹村・古川・小長谷・樋口は下総国、国領・竹村・樋口・森山は陸奥国に支配地を持っていた。閩前村に年貢割付状を発給した同時期に限定すると、武蔵国以外を支配した国名がわかるものとしては、野村は上総国・駿河国、国領は三河国・駿河国、成瀬は相模国、西山は相模国、古郡は相模国、竹村は上野国・美作国、小長谷は伊豆国・相模国、江川は伊豆国・相模国、樋口は陸奥国・下野国、森山は陸奥国・下野国となる。野村が支配した寛文期から江川が支配した正徳期にかけては、閩前村に年貢割付状を発給した多くの代官は相模国を支配していた。さらに、相模国につながる駿河国や伊豆国にも支配地を持っていたことも指摘できよう。つまり、寛文期から正徳期にかけて交通上重要な地域であった武蔵国(特に多摩郡東部)⁽¹⁰⁾から相模国・伊豆国・駿河国へと連なる地域を、八王子代官とは異なる代官たちが一体的に支配していたことがうかがわれる。

小稿では多摩郡閩前村を支配した近世前期の代官のみを見てきただけである。近年の研究成果⁽¹¹⁾をふまえて南関東における他地域についてもさらに詳細に検証する必要があるだろう。

【註】

- (1) 村上直「近世初期、関東の支配体制」(村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、昭和59年(1984)12月)
- (2) 村上直「関東幕領における八王子代官」(『日本歴史』第168号、昭和37年(1962)6月)など。大久保長安に関する論稿は、村上直著・馬場憲一編『論集代官頭大久保長安の研究』(揺籃社、平成25年(2013)4月)にまとめられている。
- (3) 村上直『代官』(人物往来社、昭和40年(1965)5月、後に増補改訂されて『江戸幕府の代官群像』同成社、平成9年(1997)1月)、和泉清司『江戸幕府成立過程の基礎的研究』(文献出版、平成7年(1995)12月)、西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』(岩田書院、平成11年(1999)3月)など。
- (4) 遠江国中泉代官と北遠地域の幕領支配については佐藤孝之『近世前期の幕領支配と村落』(敵南堂書店、平成5年(1993)9月)により詳細に研究されている。
- (5) 武蔵野市保管井口家文書
- (6) 『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、昭和39年(1964)2月～昭和42年(1967)8月)
- (7) 西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』(岩田書院、平成13年(2001)10月)
- (8) 村上直・和泉清司・佐藤孝之・西沢淳男編『徳川幕府全代官人名辞典』(東京堂出版、平成27年(2015)3月)
- (9) 村上直「多摩の発展と江戸」(地方史研究協議会編『「開発」と地域民衆』雄山閣、平成3年(1991)10月)
- (10) 江戸西郊という表現の方が良いかもしれない。なお、夏目宗幸・安岡達仁「代官野村氏の江戸近郊支配 - 武蔵国豊島郡角筈村渡部家文書を中心として -」(京都大学大学院人間・環境学研究所「地域と環境」研究会編『地域と環境』第16号、令和3年(2021)3月)によると、「武蔵田園簿」の分析から野村為重は江戸近郊の武蔵野台地上で鷹場の管理を主軸として陸上交通網や村落を掌握する役割を担っていたと指摘されている。
- (11) 註(7)・(8)

開催中企画展

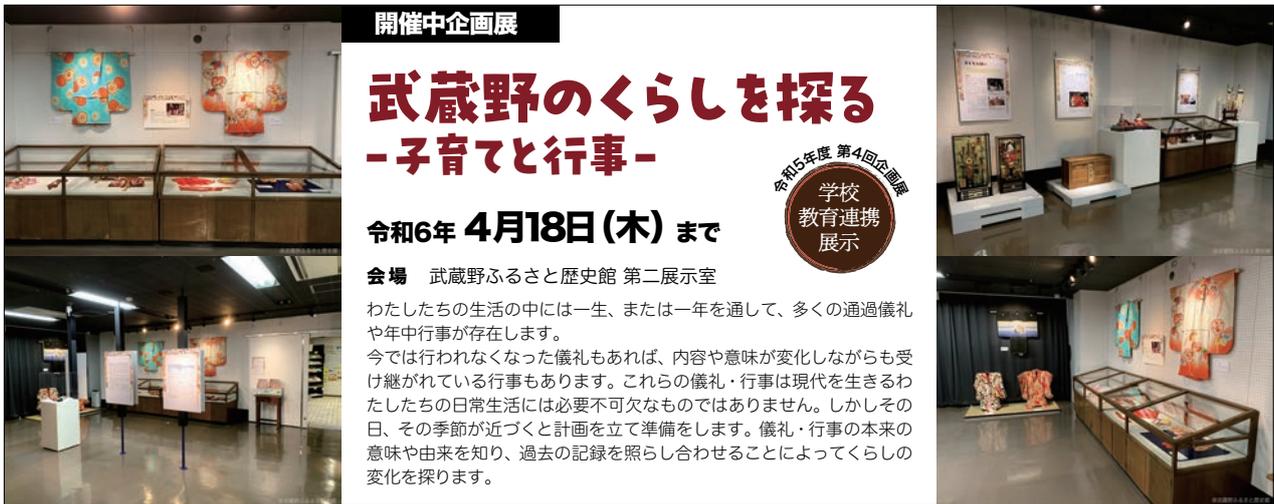
武蔵野のくらしを探る -子育てと行事-

令和6年 4月18日(木) まで

会場 武蔵野ふるさと歴史館 第二展示室

わたしたちの生活の中には一生、または一年を通して、多くの通過儀礼や年中行事が存在します。今では行われなくなった儀礼もあれば、内容や意味が変化しながらも受け継がれている行事もあります。これらの儀礼・行事は現代を生きるわたしたちの日常生活には必要不可欠なものではありません。しかしその日、その季節が近づくと計画を立て準備をします。儀礼・行事の本来の意味や由来を知り、過去の記録を照らし合わせることでくらしの変化を探ります。

令和5年度 第4回企画展
学校
教育連携
展示



旧西久保村片井木家にみる 明治後期から昭和前期の下肥汲取り状況

歴史館大学受講生 千原 篤

1. はじめに

旧西久保村片井木家より武蔵野ふるさと歴史館に寄贈された文書の中に下肥に関する史料がある。本稿では片井木家文書における明治期3点、大正期10点、昭和期2点の下肥関係資料を通じて、東京西郊の武蔵野市域の下肥をめぐる需給関係について紹介したい。

片井木家については、『武蔵野町史』⁽¹⁾に次のように記されている。「当家は西窪779番地の農家にして且つ旧家名門に属す。尊父清蔵氏は資性剛毅果敢、頭脳明晰、元村会議員 前学務委員を歴任し、現土木委員として本町自治に献身し居る功労者である。」西久保の旧家で、手広く養蚕業、小麦・馬鈴薯などの畑作に従事するとともに、村会議員など地域の公務を担った名家である。

下肥をめぐる近世から近現代に至る都市と近郊農村との関係については、伊藤好一、森安彦などの研究があり、近年では荒武賢一郎、星野高德などにより研究が進められている⁽²⁾。片井木家の15点の史料を通じて、東京西郊の一角における下肥汲取りの実態はいかなるものであったのかを展望してみたい。

2. 明治期の文書

明治期の史料を紹介しよう(表1)。^①、^②は片井木清蔵(以下敬称略)が明治37年(1904)と明治38年(1905)の下肥年間汲取りの権利を購入したもので、汲取り場所は四谷荒木町27番地である。武蔵野市域から荒木町までは6里ほどあり、ほぼ一日の行程であり、実際の汲取り・運搬には使用人を使っていたものと思われる。

明治37年(1904)は20戸分の汲取り料35円、38年が21戸分で37円とかなり高価である。売渡人は高木芳太郎で、住所も同場所であることから、高木は下肥を提供する集合住宅の所有者であろう。保証人は杉並村字馬橋11番地の清水友次郎である。契約は一年契約で保証人を立てて、すべて前払いとされている。受取書には各2銭の収入印紙が貼られている。四谷荒木町は、江戸期は大名屋敷地、明治期は芸者衆の行きかう花街として栄えた⁽³⁾。慶応3年(1867)9月の「下掃除場所及び掃除代書上帳」では大名屋敷地の下肥は町屋のもの比べて高価で取引されている⁽⁴⁾。四谷荒木町からも良質な下肥を確保できたものと思われる。保証人清水友次郎の居住する杉並村字馬橋11番地は、現在の杉並区梅里2丁目9番地付近で、青梅街道から五日市街道が分岐する地にあたる。従来、片井木家と清水家の間にどのような関係があったのかは不明である。

^③は北豊嶋郡上石神井村969番地の田中弥五郎から明治37年の下肥汲取り権を片井木清蔵が購入したものである。汲取り場所の表記はない。

表1 明治期

文書	①	②	③
表題	証	証	下肥賣渡之證
日付	明治37年3月23日	明治37年12月26日	明治37年4月4日
買受人	片井木清蔵		
金額	35円	37円	25円
期間	明治37年1月1日～12月31日	明治38年1月1日～12月31日	明治37年3月20日～12月31日
売渡人	高木芳太郎(四谷荒木町27番地)		田中弥五郎
保証人	清水友次郎(杉並村字馬橋11番地)		同上
汲取先	四谷荒木町27番地		不明
備考	20戸	21戸	不明

3. 大正期の資料 その1

大久保小学校及び大久保役場の屎尿関係の文書が4点残されている。仮契約証一点と領収書3点である。仮契約証の文面は以下の通りである。

仮契約証

大正三年一月ヨリ六月迄大久保小学校及
役場内ノ糞便吸取方契約致シ其
下掃除代金トシテ金五円正ニ領収候処
実証也 尚別書ノ通り実行方約定
致シ後日ノ為依テ本証如件

大正三年一月二一日

大久保町大字百人町一九七
牧野義祐[㊦]

片井木清蔵殿
別書 下掃除ハ毎月必四回以上掃除ノ

大正3年(1914)1月、片井木清蔵は大久保町大字百人町の牧野義祐と5円で大久保小学校及び役場内の屎尿汲み取りを契約している。大久保小学校は南豊嶋郡西久保252に明治12年(1879)12月12日に開校した[㊦]。近接して大久保町役場もあったようだ[㊦]。牧野義祐はどのような人物なのか明らかではない。

下掃除は毎月必ず4回以上実施することを条件に契約が交わされている。ほぼ週1回ペースで汲み取りが行われたことがわかる。また、大正4年(1915)度[㊦]、大正8年(1919)、大正9年(1920)についても同様に牧野義祐との間の領収書が残されている。大正5年(1916)から大正7年(1918)までは史料がない。

表2 大正期その1

文書	④	⑤	⑥	⑦
表題	仮契約証	領収書	領収書	領収書
日付	大正3年1月21日	大正4年1月27日	大正8年3月10日	大正9年2月27日
買受人	片井木清蔵			
金額	5円	10円	12円	12円
期間	大正3年1月 ～6月まで	大正4年4月1日 ～大正5年3月31日	大正8年4月1日 ～大正9年3月31日	大正9年4月 ～大正10年3月
売渡人	牧野義祐(大久保町大字百人町)			
場所	大久保町役場及び大久保小学校			

時には汲み取りを失念することもあったのか、特別な事情があって汲取りに行けなかったものか定かではないが、大正9年(1920)8月、大久保小学校側から牧野義祐を通じて苦情が寄せられたようで、片井木清蔵が牧野宅へ詫びに出向いている。あいにくその日、牧野は不在であったようで、翌日、牧野から次のような書状が届いている。

拝啓、昨日ハ態々御光来被下候處甚
失礼之段御宥免被下度、却説学校
糞尿汲取之件本日小生役場へ出頭、篤
ク相談致候処、役場トシテハ他人ニ関係無之、

先般モ汲取人二日目汲取之儀云々、対役場
申来タリタル時、其人ニ役場トシテ其人ニ関
係無之旨申渡シタル次第トノリ、本年度
ハ一層十分ニ校長ヨリ故障出ザル様注意
シ、責任ヲ以テ可致旨小生ニ申渡シ相成タルヲ
以テ、貴殿方汲取人へ嚴重ニ御申告、左記
約定書作成シ、小生へ御送附被下度、参
考迄ニ役場へ提出ノ都合モ有之、以上ニテ懇
御願申上候、匆々 不具

大正九年四月六日 牧野義祐[Ⓔ]

片井木清蔵様

約定書ニハ必三日目ニ掃除之事、是迄ノ様ニ彼是ノ分ト
セス、一人ノ責任トシテ、汲取ノ法方若シ役場ヨリ汲取請求
アリタル時ハ、小生直ニ汲棄実行致候ニ付、其費用ハ貴殿ニ
宛差出候ニ付、是又御承知置キ被下度

牧野義祐は役場へ出向き、丁重に詫びの言葉を述べ、大久保小学校の校長より、本年度は不具合が生じないよう一層十分に注意するように申し渡された。それで牧野義祐は片井木清蔵に対し、汲取り人への嚴重注意と、約定書の作成を要請している。約定書には、必ず3日目には掃除のこと、相手のせいにしないで一人の責任で汲取りの実施を明記し、役場より汲取り請求があった場合には牧野義祐が「汲棄」を実行し、その費用は片井木清蔵に請求することを承知するように記され、かなり強い調子であることから、再三はらはらするケースもあったようである。牧野義祐の要請を受けて片井木清蔵は、汲取り人2名から次のような下掃除汲取保証書を受け取っている。

下掃除汲取保証書

大久保町役場及ビ小学校下掃除

右者大正九年四月一日ヨリ大正拾年三月三十一日迄、前記下掃除汲取ノ契約致シ候處実正也、尤モ汲取ノ儀ハ御指定通り三日目毎ニ必ズ実行致スベク候、若シ不履行ノ際ハ、早速貴殿へ汲棄実行費差出シ申ベク候、為後日下掃除保証書依テ如件

大正九年四月八日

上連雀

小林文右衛門[Ⓔ]

片井木清蔵 殿

掲げた史料は小林文右衛門であるが、もう1名は上保谷の秋本初太郎である。文章もほぼ同文なので省略する。このことから片井木清蔵は汲取り権を取得し、実際の汲取りはこの両名が行っていたことがわかる。

4. 大正期 その2

上記 大久保小学校と大久保役場関連以外に、表3の3点の文書が残されている。

Ⓔは大正4年(1915)12月分で汲取先の記載はない。売渡人は単に川田とあって住所の記載はない。清吉は

清蔵の尊父である。後払いでもありかなり親密な間柄であったか。⑨は大正5年(1916)6月末まで半年分の市ヶ谷佐内町の下肥の汲取り権を、大宮前の植野新次郎から購入している。場所は現在のJR市ヶ谷駅の西側の一角。町の西東には佐内坂という坂があり、現在の防衛省の裏門が佐内門である。かなりの急坂でもあり、尿尿の汲取り及び輸送には相当に骨が折れたことだろう。⑩は大正8年度(1919)の「大久保駅構内便所一ヶ所及び官舎一ヶ所、新大久保駅官舎五箇構内一ヶ所」の汲取り権を、既出の牧野義祐より購入している。

品目の表記が「肥料」、「下肥代」、「糞尿代金」と三者三様に記載されている。

売渡人の尿尿にたいする認識の差異が微妙に反映されているようにも見受けられる。大正期は、江戸時代より高価な金肥として取引されていた下肥の経済的価値が低落していく時期にあたるが価値の低下をそのまま反映しているようだ。

表3 大正期その2

文書	⑧	⑨	⑩
表題	証	キ	領収証
日付	大正4年12月30日	大正4年12月30日	大正8年3月12日
買受人	片井木清吉	片井木	片井木清蔵
金額	10円	18円	10円
期間	大正4年12月分	大正5年6月30日まで	大正8年4月1日～大正9年3月31日
売渡人	川田	大宮前 植野新次郎	牧野義祐
汲取先	(記載無し)	市ヶ谷佐内町	大久保駅構内他
備考	肥料	下肥代	糞尿代金

5. 昭和期・戦前

昭和期になると下肥の汲取り環境は一変した。農家は代金を支払い汲み取る立場から、無料汲取りさらには有料で汲み取りを請け負う立場へと転換した。都市東京と近郊農村との間の下肥をめぐる需給のバランスが、大正期半ばより完全に变化したためである。東京都心への急激な人口流入によって汲取りの停滞が生じはじめ、河川への不法投棄などが見られるようになった。東京市は大正8年(1919)2月から市営の汲取りを開始、下半期からは東京糞尿肥料組合が汲取りの有料化を実施した⁷⁾。昭和5年(1930)には汚物掃除法施行規則の改正により尿尿の自治体処理が公益事業として義務化された⁸⁾。また、昭和恐慌による農産物の大幅下落、硫酸アンモニアなどの化学肥料の普及により、人糞尿の消費量は大幅に落ち込む事態ともなった⁹⁾。

片井木家文書には昭和8年(1933)当時の汲取り先を記載したポケットサイズのメモと、昭和6年(1931)から昭和12年(1937)当時の汲取り代金の集金及び支出を記したB5サイズのノートが残されている(一部は破損あり)。それによると家主、住所、所帯人数が判明するのは次の通りである。

淀橋区柏木町1丁目(現・新宿区西新宿6～8丁目)	17戸
杉並区馬橋2丁目(現・杉並区高円寺南3丁目)	30戸
杉並区高円寺3丁目(現・杉並区高円寺南2丁目)	4戸
中野区氷川町・川添町(現・中野区中央1丁目、東中野1丁目)	6戸

合計57戸で、何れも五日市街道や青梅街道沿いである。

収支表によると、昭和5年(1930)12月から有料の記載がはじまり、汲取り先に毎月集金に出向いている。1軒あたりほぼ30～50銭の汲取り料である。昭和8年(1933)以降は杉並衛生組合、阿佐ヶ谷衛生組合からの糞肥の記述も出てくる。尿尿を汲み取った収入は主に麦糠の購入に加え、尿尿の運搬に使っていた牛車の修繕、牛引縄、車油など牛車の維持管理費にあてている。微笑ましいのは、牛方には毎月決まって小遣いを1円～2円の範囲で支給している。牛を使いこなすのには相当に骨がおれたものか。

東京市からの調査依頼に基づいて、「農民自家用尿尿処分調」に回答した片井木清蔵の昭和11年(1936)1月13日の提出メモが、B5サイズのノートのなかに残されている。

汲取区域	汲取戸数	1日平均汲取荷数	集金月額
淀橋区柏木町	拾六戸	壹荷	五円三拾五銭
中野区川添町	拾四戸	壹荷	四円三拾銭
杉並区馬橋町	參拾三戸	貳荷	拾円七拾銭
合計	六拾三戸	四荷	貳拾円參拾五銭

耕地面積：桑園 壹町、麦畑 壹町五反、馬鈴薯 二反、三つ葉種 一反、田 二反三畝。合計 三町三畝

設備：牛車壹台、リヤカー壹台、手車貳台、桶 貳拾八本

使用人：作男三人

昭和13年(1938)時点で、使用人3人を使って柏木町16戸、川添町14戸、馬橋町33戸、合計で63戸の汲み取りを行っている。1日平均の汲取荷数が柏木町及び川添町が一荷である。1戸当たりの汲取り金額は、月額平均32銭、重量はおよそ1荷60キログラム程である。雨風の日あり、積雪の日あり、運搬は相当に骨の折れる仕事だったに違いない。

なお、B5サイズのノートの末尾に、東京市屎尿汲取券領収証が、月単位に集計されて13枚添付されている。期間は昭和10年(1935)7月から昭和13年(1938)1月までの間である。汲取人は片井木清蔵で、発行元は武蔵野町屎尿汲取組合である(押印あり)。

6. おわりに

片井木家文書における明治期以降の下肥汲取り場所の変遷を俯瞰すると、年代を下がるにつれて汲取り場所が、武蔵野寄りに移動している。

明治期：四谷荒木町

大正期：大久保小学校&役場、市谷左内町、大久保駅構内

昭和期：柏木1丁目、氷川&川添町、高円寺3丁目

糞尿は明治期までは高価な金肥として取引されていたが、大正期には第一次世界大戦(大正3年(1914)~7年(1918)) 景気による労賃の上昇、都市部の人口増加、化学肥料の普及、公衆衛生への関心の高まり等を通じて、都心部では始末に困る厄介な廃棄物と化し、糞尿の汲取りの有料化がはじまった。片井木家の文書では、昭和5年(1930)12月からの有料汲取りの記録が残されている。明治以降の武蔵野市域での屎尿汲取りの売買がいかなるものであったか、その一端をここに明らかにすることができたと思う。一方、実際の運用面については不明であり今後さらに究明したい。また、三鷹、田無、小金井などの周辺地域をふくめ幅広く屎尿に関する事例を蒐集・分析して、屎尿汲取り・運搬の実態、地域農業との関わり等について明らかにしていきたい。

[註]

- (1) 『武蔵野町史』(太陽新報社、昭和5年(1930)12月)325頁
- (2) 伊藤好一「江戸と周辺農村」(西山松之助編『江戸町人の研究』第3巻、吉川弘文館、昭和49年(1974)1月)、森安彦『幕藩制国家の基礎構造』(吉川弘文館、昭和56年(1981)12月)、荒武賢一朗『屎尿をめぐる近世社会—大坂地域の農村と都市—』(清水堂出版、平成27年(2015)2月)、星野高德『屎尿処理の近現代史—汲取から下水処理への転換—』(日本経済評論社、令和5年(2023)12月)
- (3) 『東京府誌』七(東京都公文書館、平成21年(2009)11月)24~26頁、『新撰東京名所図会』第39編四谷区之部上(東陽堂、明治36年(1903)10月)38~40頁
- (4) 「慶応3年9月 下掃除場所及び掃除代書上帳」(『武蔵野市史続資料編三』(武蔵野市、昭和61年(1986)3月)455頁
- (5) 『新宿区史』(新宿区役所、昭和30年(1955)3月)1034頁
- (6) 註(5) 473頁
- (7) 『東京都清掃事業100年史』(東京都清掃局、平成12年(2000)2月)60頁
- (8) 註(7)88頁
- (9) 仲宇達也『東京農業史』(けやき出版、平成15年(2003)1月)101~103頁

18世紀前半期における西久保村の変容

歴史館大学受講生 中村 哲郎

1. はじめに

西久保(西窪)村の開発を伝える史料として、寛文4年(1664)7月8日、「武州多摩郡西窪村辰之御縄水帳」⁽¹⁾があり、『武蔵野史』や『武蔵野市史』⁽²⁾を初めとして多くの論文、報告集などで紹介されてきた。しかし、その後の西久保村自体の地割と名請人の変化についてはあまり論じられて来なかった。そこでまず、約30余年後の元禄11年(1698)4月「元禄拾壹年 名寄帳」⁽³⁾等を分析し、寛文4年(1664)検地帳と比較してみることで変容の有無を探ってみることにしたい。さらに宝暦10年(1760)11月、「定免反取并高反別小前帳」⁽⁴⁾等をも参照して、西久保村の江戸時代後期に至る変容の過程を考えてみたい。

2. 寛文4年(1664)検地帳と元禄11年(1698)名寄帳の比較

寛文4年(1664)検地帳(以下、寛文検地帳と略記する。)は、表紙に「武州多摩郡西窪村辰之御縄水帳 案内久左衛門 吉右衛門 権左衛門」とあり、久左衛門ら3人の案内で、検地役人の野村彦太夫大代鈴木久兵衛と井田猪右衛門により検地が行われ作成された。名請人の数は16人、短冊状の地割は寺社地に相当する名前記載なしがあるため17で、各名請人の名前、その持ち分の上畑・中畑・下畑・屋敷の面積が間口・奥行を含めて記載されている。例えば一筆目の久左衛門は、上畑8反8歩、中畑1町2反6畝4歩、下畑5町1反8歩、屋敷8畝歩と記され、同様に名請人ごとに記載が続く。その配列は表1のように「久左衛門」を筆頭に、南側(現西久保)右端から西へと9人が並び関前との境(現五小通り)で終わり、今度は10人目から北(現緑町)へ移動し、やはり関前との境(現延命寺通り)を左端として東へと8人が並び⁽⁵⁾。ただし「12 名請け人記載なし」は、15番目に書かれているが、後の寺社地(源正寺・稻荷神社)に相当するので、左端から3番目に位置しなければならず、この部分だけ順番は補正される。そして最後に上畑・中畑・下畑・屋敷それぞれの面積の合計、さらには全体の合計が記されている。

表1 寛文4年(1664)検地帳の名請人と地割

配列	名請人	上畑	中畑	下畑	屋敷
南 1	久左衛門	8反8歩	1町2反6畝4歩	5町1反8歩	8畝歩
2	三良兵衛	5反3畝5歩	8反4畝3歩	3町4反6畝2歩	5畝10歩
3	吉右衛門	5反3畝22歩	8反3畝21歩	3町7反9畝7歩	5畝10歩
4	甚九良	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	5畝10歩
5	兵左衛門	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	5畝10歩
6	三左衛門	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	5畝10歩
7	佐兵衛	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	5畝10歩
8	眼斎	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	5畝10歩
9	長右衛門	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	5畝10歩
北 10	九郎兵衛	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町5反2畝14歩	5畝10歩
11	権左衛門	5反6畝12歩	8反7畝18歩	3町7反3畝6歩	5畝10歩
13	庄太夫	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町5反2畝14歩	5畝10歩
14	伝右衛門	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町5反2畝14歩	5畝10歩
15	善七良	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町5反2畝14歩	5畝10歩
12			1町4反3畝28歩	2町9反4歩	
16	八良右衛門	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町5反2畝14歩	5畝10歩
17	兵座	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町5反2畝14歩	5畝10歩
合計		8町8反3畝5歩	15町2反1畝2歩	60町6反1畝21歩	8反8畝歩

元禄11年(1698)名寄帳(以下、元禄名寄帳と略記する。)は、表紙には「元禄拾壹年 名寄之帳 西久保新田 寅ノ四月」とあり、20名の名請人ごとに地目・等級、反別(面積)、石高が記されている。

元禄名寄帳の末尾には「下畑御改元禄八年子ノ九月御改被遊、下畑之内かや地・芝地二罷成候、同元禄拾壹年寅ノ四月十一日二惣百(姓脱)立合帳面如此二候、以上」とあるように、下畑に新たな区分を設けるこ

とで元禄8年(1695)に再検地があったこと⁽⁶⁾がうかがわれ、名主の門右衛門ほか年寄3人の名前が連記されているように、新たな年貢納税などのために作った帳簿である⁽⁷⁾。加えて、同じく末尾に記されているように、元禄9年(1696)に千川上水が開鑿されたため、千川堀敷分を畑地分から差し引く必要があったことも一つの要因として作成されたようである。名請人の名前を基準に上畑・中畑・下畑・屋敷の面積の他、それぞれ

の石高が記されているが、間口・奥行の記載は省かれている。また、それぞれの全体の総数は記していない。

それでは、寛文検地帳（表1）と元禄名寄帳を比べて類似点及び相違点を挙げてみる。

- ① 元禄名寄帳（表2）では、名請人の記載の筆頭、「1門右衛門」は寛文検地帳での屋敷・畑の数値が同じであり、寛文検地帳の「1久左衛門」に匹敵しよう。久左衛門は開拓以来名主を務めている井野家である⁽⁸⁾。
- ② 元禄名寄帳の名請人の配列については南側の東端から西へ並び、関前との境から北側へ移り、西から東へ並んでいる点では寛文検地帳と同じである。ただし、南側の「南2清兵衛」が3番目に記載されているが、中畑が他より大きめであるところから、寛文検地帳の「2三良兵衛」の位置に来るべきである。元禄名寄帳の「南3勘右衛門」が2番目に記載されているが、寛文検地帳の「3吉右衛門」の位置に来るべきである。つまり寛文検地帳と元禄名寄帳の2と3が入れ替わっている。
- ③ 北側では、元禄名寄帳の方は、寺社地の「12-1源正寺、12-2倫字院」は左側から3番目の現在地に正しく位置している。なお、倫字院は現在の稻荷神社とみなしている。
- ④ 元禄名寄帳では、北側の2番目に来るはずの「北11権左衛門」が4番目に記載されている。この「北11権左衛門」は寛文検地帳でも同名で北の2番目に記載されており、北側では上中下畑いずれも他よりやや大きめの広さを有しているため、やはり2番目に位置すべきであろう。
- ⑤ 元禄名寄帳の2番目に記載されている「北16八郎右衛門」は寺社地の東側、つまり4番目に来ることになる。以上②、④、⑤の3点が順番として補正されることになる。
- ⑥ 名請人の数について、寛文検地帳と比較して、元禄名寄帳では名請人を分割（分筆）している個所が、南4番、北9番、北17番に見られ、一方南7・8番は合併して一人の名請人が占めている。元禄名寄帳の名請人は20人で、寛文検地帳の17人に3人増えたに止まるため、戸数の変化はわずかである。
- ⑦ ⑥のように名請人の分地はわずかで、またある名請人が番号の飛んだ別の地割の分地個所を取得したりする事例がないため、この元禄名寄帳の記載は、結果的に寛文検地帳の記載の仕方とほぼ同じ形になっている。

これからは、この元禄名寄帳の特徴をいくつか探ってみる。

- ① 下畑に「下畑開」の区分を設け、さらに「茅地」、「芝地」が登場していることが最大の変化である⁽⁹⁾。
- ② 「茅地」と「芝地」を合わせて「下畑開」と合算すると、下畑数値と一致する。したがって下畑を3区分にしたということである。「茅地・芝地」とは畑としてまだ開墾していない個所を示しているのだろうか、「茅地・芝地」とすることで年貢の割合を減額しようとしたことが窺われる。

③ 元禄9年(1696)の千川上水の開墾によって千川堀敷分が北側住民の下畑の数から差し引かれている。元禄8年(1695)に「下畑開」、「茅地」、「芝地」の区分を設けたわけだが、それに基づいた年貢割付状写が残っている⁽¹⁰⁾。「子之御年貢可納割付之事」（元禄9年(1696)）と「丑年御年貢可納割付之事」（元禄10年(1697)）で、両年の納めるべき年貢が地目・等級別に記されている。末尾に「惣百姓立合無相違割合、来ル霜月中急度可皆済者也」とあり、ともにその年の10月の日付で作成されたものだが、翌11月に必ず年貢皆済とする旨を記している。最後に「竹村惣左衛門 右之村 名主・百姓」とあるように、村の総意で確約していることが読み取れる。この年貢割付状は、元禄8年(1695)の再検地を受け、さらに翌元禄9年(1696)の千川上水開墾があったことを受けている。

この元禄9年(1696)・元禄10年(1697)の年貢割付状（表3）を見ると、下畑に上記3種の名称の記載はないものの（表3ではA・B・Cとして記載）、すでに3つの部分に分けて、年貢負担の割合を区別して示している。元禄9年(1696)と元禄10年(1697)における、総石高、総面積（反別）がまず記され、次に地目・等級別の総数と年貢高、それに反当りの年貢高（何文）、が記してある。元禄名寄帳の記載方式と対比してみ

表2 元禄11年(1698)名寄帳の名請人と地割

配列	名前	上畑	中畑	下畑	下畑開	下畑一下畑開	かや地	芝地
南1	門右衛門	8反8歩	1町2反6畝4歩	5町1反8歩	1町5反7畝20歩	3町5反2畝18歩	2町6反20歩	1町4反5畝28歩
南3	勘右衛門	5反3畝22歩	8反3畝21歩	3町7反9畝7歩	3反8畝12歩	3町4反25歩	2町2畝27歩	1町3反7畝28歩
南2	清兵衛	5反3畝5歩	8反4畝3歩	3町4反3畝2歩	1町1反6畝	2町2反7畝2歩	2町20歩	2反9畝12歩
南4-1	八郎兵衛	2反6畝20歩	4反1畝18歩	1町7反20歩	8反9畝18歩	8反1畝2歩	5反4畝12歩	2反6畝20歩
南4-2	半兵衛	2反6畝20歩	4反1畝18歩	1町7反20歩	1町20歩	7反歩	5反4畝20歩	1反3畝10歩
南5	彦半兵衛	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	1町1反1畝10歩	2町3反歩	1町5反6畝歩	7反4畝歩
南6	吉七右衛門	5反3畝10歩	8反3畝6歩	3町4反1畝10歩	1町4反4畝歩	1町9反7畝10歩	1町1反2畝4歩	8反5畝6歩
南7-8	奎兵衛	1町6畝20歩	1町6反6畝12歩	6町8反2畝20歩	2町9反8畝20歩	3町8反4畝歩	2町4反	1町4反4畝
南9-1	作左衛門	2反6畝20歩	4反1畝18歩	1町7反20歩	1町1畝10歩	6反9畝10歩	5反8畝20歩	1反20歩
南9-2	平三郎	2反6畝20歩	4反1畝18歩	1町7反20歩	1町4反9畝10歩	2反1畝10歩		2反1畝10歩
北10	郷左衛門	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町4反6畝14歩	1町8反7畝	1町5反9畝14歩	7反	8反9畝14歩
北13	八郎右衛門	5反3畝8歩	8反2畝20歩	3町4反6畝14歩	3町1畝4歩	4反5畝10歩		4反1畝10歩
北12-1	源正寺		7反1畝29歩	1町4反2畝2歩		1町4反2畝2歩	3反7畝29歩	1町4畝3歩
北12-2	倫字院		7反1畝29歩	1町4反2畝2歩	9畝2歩	1町3反3畝歩	5反5畝20歩	7反7畝10歩
北11	権左衛門	5反6畝12歩	8反7畝18歩	3町6反7畝6歩	1町1反7畝18歩	2町4反9畝18歩	1町9反5畝18歩	5反4畝歩
北14	権左衛門	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町4反6畝14歩	1町3反8畝8歩	2町8畝6歩	5反6畝20歩	1町5反7畝16歩
北15	兵右衛門	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町4反6畝14歩	5反7畝24歩	2町8反8畝20歩	2町1反8畝歩	7反20歩
北16	七兵衛	5反3畝8歩	8反2畝22歩	3町4反6畝14歩	5反4畝12歩	2町9反2畝2歩	1町9反2畝20歩	9反9畝12歩
北17-1	忠左衛門	1反7畝23歩	2反7畝17歩	1町1反5畝25歩	1反1畝10歩	1町4畝15歩	7反1畝23歩	3反2畝11歩
北17-2	才兵衛	3反5畝16歩	5反5畝4歩	2町3反1畝20歩	2反2畝20歩	2町9畝歩	1町4反3畝16歩	6反2畝22歩
合計		8町8反3畝6歩	15町2反29歩	60町1反1畝22歩	22町6畝8歩	38町5畝14歩	23町8反1畝29歩	14町7反7畝12歩
千川敷き				4反8畝14歩				
下畑+千川敷き				60町6反6歩				

ると、「反五拾文」とあるのが「下畑開」に相当し、「反四拾文」が「茅地」、「反三十五文」が「芝地」であると考えられる。下畑でも「茅地」「芝地」は年貢の額を減じていることが明らかである。また元禄9年(1696)の方では、下畑の内訳として「当付荒引」と表示してあるのは、面積の大きさや年貢対象からはずしている点から判断して千川堀敷の分を表しているようだ。元禄10年(1697)の方は、「当丑より千川堀敷二引」とはっきり記してある。

この千川堀敷であるが、元禄9年(1696)では4反5畝1歩であったが、元禄10年(1697)には4反8畝14歩になり3畝13歩増えて、広げていることが読み取られる。その一方、元禄10年(1697)ではその分「芝地」の総数が減っている。元禄9年(1696)・元禄10年(1697)の年貢割付状と元禄名寄帳を照らし合わせてみると、元禄11年(1698)では下畑開、茅地、芝地の間で前年とわずかな数値の変動がみられるものの、元禄9年(1696)～元禄11年(1698)の3か年ではその割合がほとんど変化していないと言うことができる。

ただ個々の名請人を記載してある元禄名寄帳では、「下畑開」と「茅地・芝地」を合算した際、「下畑」の数値に一致しない箇所がある。南1番、南2番、南4-2番、北13番、北14番、北17-1番、北17-2番であり、下畑の数値を上回るのが、南1番、南2番、北14番で、逆に下回るのが南4-2番、北13番、北17-1番、北17-2番である。これが何を意味しているか目下不明である。

また千川堀敷も北10～17番の8区画に差し引かれているが、北10～16番が6畝であるのに対し、北17番は4畝29歩で、合計すると4反6畝29歩になり、末尾に記された4反8畝14歩に一致せず、少し数値が小さい。これは何なのであろうか。元禄11年の下畑数は合計60町1反1畝22歩であるが、それに千川堀敷の上記北10～17番の8区画から差し引かれた計4反6畝29歩と、「南2清兵衛」が寛文検地帳より下畑3畝少なくなっている

表3 元禄9年(1696)・元禄10年(1697)年貢割付状の記載内容

	元禄9年			元禄10年		
上畑	8町8反3畝5歩	永7貫65文	反80文	8町8反3畝(5脱)歩	永10貫191文	
中畑	15町2反1畝2歩	永10貫191文	反67文	15町2反1畝2歩	永10貫191文	
下畑	60町6反1畝21歩			60町1反3畝7歩		
当付荒引	4反5畝1歩			(千川敷き)	外 4反8畝14歩引	
A: 下畑開	22町8畝8歩	永11貫41文	反50文	22町8畝8歩	永11貫41文	反50文取
B: かや地	23町2反8畝歩	永9貫312文	反40文	23町2反8畝歩	永9貫312文	反40文取
C: 芝地	14町8反12歩	永5貫181文	反35文	14町7反6畝29歩		反35文取
屋敷	8反(8畝脱)歩	永1貫320文	反150文	8反8畝歩	永1貫320文	反150文取
計		永44貫110文			永44貫98文	

※元禄10年(1697)の上畑の石高は永7貫65文の誤りかと思われる

茅地+芝地	茅・芝一下畑開以外	千川堀敷	畑増減	屋敷	屋敷増減
4町6畝18歩	5反4畝歩			8畝歩	
3町4反25歩	0			5畝歩	10歩減
2町3反2歩	3畝		下畑3畝減	5畝1歩	9歩減
8反1畝2歩	0			2畝7歩	23歩減
6反8畝	-2畝			2畝10歩	
2町3反	0			5畝10歩	
1町9反7畝10歩	0			5畝10歩	
3町8反4畝	0			1反20歩	
6反9畝10歩	0			2畝20歩	
2反1畝10歩	0			2畝20歩	
1町5反9畝14歩	0	6畝		5畝10歩	
4反1畝10歩	-4畝	6畝	中畑2歩減	5畝10歩	
1町4反2畝2歩	0	6畝			
1町3反3畝	0				
2町4反9畝18歩	0	6畝		5畝10歩	
2町1反4畝6歩	6畝	6畝		5畝10歩	
2町8反8畝20歩	0	6畝		5畝10歩	
2町9反2畝2歩	0	6畝		5畝10歩	
1町4畝4歩	-11歩	4畝29歩	上畑1歩増	1畝23歩	1歩減
2町6畝8歩	-2畝22歩		中畑1歩減	3畝16歩	
38町5反9畝11歩	5反3畝27歩	4反6畝29歩			

分とを足し合わせてみると(60町1反1畝22歩+4反6畝29歩+3畝)、計60町6反1畝21歩になり、元禄9年(1696)の下畑数(当初の寛文検地帳も同じ)に一致する。

なお、この「南2清兵衛」が寛文検地帳より下畑3畝分少なくなっている点は、下畑開+茅地+芝地が3畝分だけ下畑数を上回っていることと相殺されるため、「南2清兵衛 下畑3町4反3畝2歩」という表記は、やはり寛文検地帳の数と同じ「下畑3町4反6畝2歩」とするべきかもしれない。

それでもやはり、元禄名寄帳の記載について次の4点が不明として残る。

- (1) 「下畑開」と「茅地・芝地」を足したものの総計が、「下畑」総計より5反27歩と若干上回っている。
- (2) 屋敷の4区画に寛文検地帳と比べて若干の減少があり、合計1畝13歩になる。
- (3) 「北13八郎右衛門」の中畑が寛文検地帳より2歩減となっている。
- (4) 千川堀敷の下畑から差し引いた分が4反6畝29歩なのに対して、末尾では4反8畝14歩と記載されて、1畝15歩の差が生じている。

さてこれを眺めてみると、(2)+(3)と(4)を照合することで数値が一致することに気が付こう。すなわち元禄名寄帳の末尾にある千川堀敷4反8畝14歩は、やはり前年元禄10年(1697)と変わっていないのである。ただ元禄10年(1697)は下畑から差し引いていたものが、この元禄11年(1698)では何らかの理由で下畑だけでなく、中畑と屋敷分も含めて差し引いているのである。

その上でなお、(1)の疑問は解けない。ところで近年、吉祥寺村や西久保村の「ミチの形成」と「地割」に関する一連の論文⁽¹¹⁾は、開発当初の名請人を各短冊状に配置した図を用いるなど大変興味深い。それらによると各短冊状の地割の長さが村境までは及んでいない。西久保村で言うならば、南は玉川上水、北は千川上水だが、それぞれ若干の空地がある。したがって、茅地・芝地が若干多くなっていることは、この空地に食い込んでいるものと判断できようか。しかし明治5年(1872)の「御水帳面小前筆訳帳 第四拾九区 武蔵国多摩郡 西久保村」⁽¹²⁾(以下、明治5年御水帳と略記する。)を見る限り、このはみ出し分は下畑に上乘せされておらず、下畑屋敷成なども下畑の内訳の一部として記載されていて、茅地と芝地という区分はなくなっている。その辺の事情は不明である。

以上、寛文検地帳と元禄名寄帳の比較を整理してみると、次の5点にまとめることができる。

- 元禄名寄帳では、名請人の分筆個所が若干あったが、2つの区画を所有した名請人もいたため、人数は寛文検地帳と比べて3人増えただけであった。
- 名請人の地割の配列には双方で若干の違いが見られた。
- 元禄名寄帳では、下畑が3区分され、下畑開、茅地、芝地と分けて記載された。
- 元禄名寄帳では、千川堀敷が畑・屋敷の総数から差し引かれ、年貢対象外になる旨が記された。
- 上畑の総計は共に一致する。中畑総計は2歩分、元禄名寄帳の方が少なくなっている。下畑総数は、元禄名寄帳の方は千川堀敷分だけ差し引いているので寛文検地帳の総数より減少している。屋敷総数は

元禄名寄帳の方が若干減少している。下畑から差し引いた千川堀敷分に、中畑の減少分と屋敷の減少分を足し合わせると、元禄名寄帳の末尾に記載される千川堀敷の数値に一致する。

3. 元禄11年(1698)名寄帳から宝暦10年(1760)「反別小前帳」へ

この元禄名寄帳の中身をもう少し検討してみると、下畑開より、茅地・芝地の方が多く名請人が多数を占めているということに気付かされる。多くが開発における困難に直面していたことを意味するのだろうか。そこで、この元禄期に「茅地・芝地」が「下畑開」よりかなり多いという点に注目してみよう。「茅地・芝地」は下畑全体の64%を占めている。「下畑開」の方が「茅地・芝地」より多くなっているのは、南4-1八郎兵衛、南4-2半兵衛、南9-1作左衛門、南9-2平三郎、北10郷左衛門、北13八郎右衛門の6人だけである。そのうち前の4人はいずれも分地したため下畑の面積そのものが1町7反余りで、持ち分が小さいことが分かる。下畑3町4反余りを持ち分とする者は、みな「下畑開」は半分に満たない。大半を「下畑開」としているのは北「13八郎右衛門」だけである。

それではこれらの茅地・芝地は、その後どう扱われるのであろうか。元禄11年(1698)より約60年後の宝暦10年(1760)の「反別小前帳」⁽¹³⁾(以下、宝暦反別小前帳と略記する。)を見てみよう。この史料は、表紙は「宝暦十歳 定免反取并高反別小前帳 辰十一月 西窪村」で、「元文三年午年より定免二而御座候」と冒頭にあるように、元文3年(1738)の定免法導入後の反別小前帳であることが分かる。各名請人別に畑の総数と石高が列挙されており、各人の畑の地目・等級は記されていない。末尾に依れば、「定免反取并村中大小之百姓高反別如此二御座候」とあり、名主の紋右衛門など七人の名前が列挙してある。

まず表4に見られるように、名請人が一気に50人に増えていることが分かる⁽¹⁴⁾。もう一つ、各畑の等級別の反当たりの負担額が記載されているので、表3の元禄9年(1696)の額と比べてみると注目すべきことが読み取れる。屋敷は反当たり150文から110文6分に、上畑が反当たり80文から59文6分に、中畑が反当たり67文から50文6分に、下畑開が反当たり50文から44文6分にと大幅に減じているのに、茅地は反当たり40文から46文6分に、芝地が反当たり35文から37文6分にと増大しているのだ。結果、下畑では茅地の方が、下畑開より年貢額が大きくなっている。これは何を表しているのだろうか。定免法の導入後であるので、元禄期とは単純な比較はできないものの、茅地・芝地の年貢負担が相対的に増大していることが確認できるので、このことが、茅地・芝地を持主が手放す動きを促進させた可能性もあると考えられる。いずれにせよ名請人が元禄名寄帳の20人から一気に50人にと、これだけ増えているということは、それを手に入れて開墾を進めようとする者が現れているものと推測される。

これを垣間見る例が宝暦反別小前帳に見える「4菊治郎」だ。持ち分は3町2畝20歩であるが、さらに宝暦12年(1762)の年貢皆済帳⁽¹⁵⁾にこの菊治郎の畑の内訳が見える。この史料は、(表紙)「宝暦一二年午一二月 御年貢取立皆済帳 名主藤助 菊次郎納」で、菊治郎の宝暦10年(1760)から明和6年(1769)までの10年分の諸年貢の支払い状況を記したものであり、毎年名主の名前と確認印が付記されている。この史料中に、明和6年(1769)12月14日時点の持ち分が記されている。記載の仕方から菊治郎は2カ所に所有しているようだが、いずれも茅地と芝地だけである。内訳を合算してみると、茅地1町4反4畝13歩+芝地9反7畝4歩+茅地4反7畝18歩+芝地1反3畝15歩=3町2畝20歩となり宝暦反別小前帳の数字と一致する。つまりこの菊治郎の畑は茅地・芝地だけである。あきらかに既名請人の分家か、あるいは新規移住者による人物であったことが推測される。もう一つ、宝暦反別小前帳から分かることは、3町以上の面積を持っている者は8人だけであることだ。しかもそのうちの菊治郎は茅地・芝地だけであるから、あとの7人が元禄期から続いている名請人だと仮定しても、元禄期には13人いたわけであるから、ほぼ半減している。それだけ分家や他人への譲渡により、下畑を中心に細分化が進んでいることを窺わせる。ただ宝暦反別小前帳の畑の合算値を見ると、元禄名寄帳と

表4 宝暦10年(1760)定免反取并高反別小前帳の記載内容

	名請人	反別	石高
1	門右衛門	2町4反1畝16歩	8石3斗3升7合2勺
2	半右衛門	1町2反24歩	2石4斗1升5合9勺9才
3	半七	1町2反23歩	2石4斗1升5合3勺3才
4	菊治郎	3町2畝20歩	6石5升3合3勺4才
5	伝兵衛	6反1畝3歩	2石2斗8升6合5才
6	弥五兵衛	1町8反3畝7歩	4石8斗2升9合4勺5才
7	奥右衛門	3町3反4畝7歩	6石7斗8升6合6尺4才
8	八郎兵衛	3町9反1畝15歩	10石1斗6升7合9勺1才
9	平次郎	1町3反15歩	2石6斗9合9勺9才
10	八右衛門	6反12歩	2石2斗6升5合3勺2才
11	伊左衛門	6反12歩	1石2斗7合9勺9才
12	伝四郎	3町5反4畝17歩	7石1斗9升6合6勺
13	碁五右衛門	1町2反24歩	3石5斗7升8合6勺4才
14	碁右衛門	1町2反24歩	2石4斗1升5合3勺1才
15	八兵衛	4町8反3畝6歩	11石9斗8升9合2勺6才
16	六右衛門	1町2反24歩	3石5斗7升8合6勺4才
17	吉兵衛	1町2反24歩	3石5斗7升8合6勺4才
18	定右衛門	9反18歩	1石8斗1升1合9勺9才
19	門四郎	1町6反1畝2歩	4石3斗8升3合9勺7才
20	李左衛門	1町2反24歩	3石5斗7升9合3勺1才
21	文四郎	1町6反1畝2歩	3石2斗2升1合3勺2才
22	忠兵衛	5町2反3畝14歩	12石7斗9升3合9勺1才
23	長右衛門	1町2反24歩	3石5斗7升8合6勺4才
24	平三郎	1町2反24歩	3石5斗7升8合6勺4才
25	源兵衛	1町8反1畝6歩	3石6斗2升2合9勺9才
26	権右衛門	2町2反3畝歩	5石6斗1升9合5勺5才
27	郷左衛門	1町6反2畝17歩	4石4斗1升1合
28	安右衛門	1町6反2畝17歩	3石2斗5升1合3勺3才
29	源右衛門	1町2反1畝28歩	3石5斗9升8合3勺4才
30	源五右衛門	1町2反1畝28歩	2石4斗3升8合6勺6才
31	長兵衛	2町4反3畝26歩	6石3升7合
32	源正寺	4町2反8畝歩	9石9斗9升9合3勺3才
33	重兵衛	1町2反1畝28歩	3石5斗9升8合3勺9才
34	弥兵衛	1町2反1畝28歩	2石4斗3升8合6勺6才
35	文右衛門	9反1畝13歩	2石9斗8升8合3勺4才
36	吉兵衛	1町3反5畝15歩	3石3斗9合3勺1才
37	権左衛門	1町7反29歩	5石8斗4升9合9勺2才
38	元右衛門	3町4反5畝14歩	9石2斗2升8合6勺8才
39	権三郎	2町4反3畝26歩	4石8斗7升7合3勺3才
40	文四郎	9反1畝13歩	2石3斗3升1合8勺
41	源左衛門	7反6畝7歩	2石3斗8升1合5勺5才
42	権七	7反6畝7歩	2石3斗8升1合5勺5才
43	長右衛門	6反29歩	1石3斗1升6合3勺2才
44	清右衛門	6反29歩	1石2斗1升9合3勺3才
45	忠左衛門	6反29歩	1石2斗1升9合3勺3才
46	浅右衛門	2町4反1畝26歩	4石8斗8升7合3勺1才
47	才兵衛	5反4畝6歩	2石7升9合1才
48	八郎右衛門	5反4畝6歩	2石7升9合1才
49	治兵衛	4反1畝9歩	1石6斗2升5合3勺1才
50	治右衛門	1町4反2畝8歩	2石8斗4升5合3勺1才

上畑	8町8反3畝5歩	反二59文6分
中畑	15町2反1畝2歩	反二50文6分
下畑	22町8畝8歩	反二44文6分
茅地	23町2反8畝歩	反二40文6分
芝地	14町7反6畝29歩	反二37文6分
屋舗	8反8畝歩	反二110文6分

ほとんど変わっていない。下畑は元禄の下畑開の数にほぼ一致し、茅地・芝地を下畑に含めておらず、もはや別物として処理している。そして茅地も芝地もそれぞれ総数にほぼ変化がない。ということは、新規に手に入れた者は茅地・芝地として年貢を負担していたということになる。なお先にあげた明治5年御水帳では下畑で総称され、茅地・芝地の区分はなくなっている。

以上、このように宝暦期に名請人の数が増大していることは、既名請人による分家や、あるいは新規移住者⁽¹⁶⁾の入村が進んでいったことが考えられる。ちなみに明治5年(1872)の名請人の数⁽¹⁷⁾は44人と宝暦期とさほど変わりはない。つまり、西久保村では元禄期から宝暦期にかけての時期に、大きな変動があったことが指摘できよう。

4. 結語

西久保村は、寛文期から元禄期にかけては名請人の数の変化はほとんど見られないものの、元禄期には下畑が下畑開・茅地・芝地に3分類され、それぞれ年貢の負担額も差異化され、茅地と芝地は下畑開よりも負担が軽減されたという大きな変化が生じた。実際に半数以上の名請人の下畑では下畑開の割合が小さく、茅地・芝地の割合が多く占めていた。また元禄期には千川上水開鑿に伴って、千川堀敷分が北側名請人の下畑から差し引かれた。その後、宝暦期になると名請人が元禄期と比べ3倍近くに増大した。下畑を中心とする農地の細分化が進み、その一部を手放す名請人が増え、それに伴ってそれらを新たに取得した者が増大していったことが推測される。その背景として、元禄期と比べ宝暦期における茅地・芝地の年貢負担の相対的増大が一因となって、手放す者が増えたと指摘することもできよう。新たな取得者には寛文・元禄期からの、つまり既存の名請人の分家筋の者が考えられる他、近隣の他村からの新規移住者の存在も想定される。そして明治初期の名請人の数には宝暦期と大差がないことから、その間には土地取得授受の著しい変動は

なかったとみなすことができるのではないか。そのように考えれば、西久保村は元禄期から宝暦期にかけてのある時点で、つまり18世紀の前半から中頃にかけて大きな変貌を遂げたと推論することができる。

[註]

- (1) 『武蔵野市史統資料編九 諸家文書一』(武蔵野市、平成14年(2002)3月、以下『諸家文書1』と略記する。)4~6頁
- (2) 藤原音松『武蔵野史』(武蔵野市役所、昭和23年(1948)1月)、武蔵野市史編纂委員会編『武蔵野市史』(武蔵野市、昭和45年(1970)3月、以下『市史』と略記する。)
- (3) 『諸家文書1』8~15頁

- (4) 『諸家文書1』16～20頁
- (5) 「明治5年(1872)御水帳面小筆訳帳」(『諸家文書1』117～123頁)には寛文検地時の名請人の記載を伴って明治5年(1872)時点の名請人を記してある。それと照合してこの配列が妥当であると判断した。
- (6) 高橋源一郎『武蔵野歴史地理 第3冊』(武蔵野歴史地理学会、昭和5年(1930)9月)所収の第5編の武蔵野町西窪の項では、元禄8年(1695)に開墾未了の下畑を再検地したと記している。
- (7) 元禄名寄帳の作成に際して、基づいた新検地帳が存在したかどうかは不明である。
- (8) 井野家歴代の系図(『諸家文書1』183頁)を見ると、初代から6代(延享元年(1744)没)までは久左衛門を名乗っているが、前々年元禄9年(1696)に初代がなくなっているので、この元禄11年時点ではまだ久左衛門を襲名しておらず、門右衛門と称していたと推測される。
- (9) 近隣の古新田で、寛文期の検地のある砂川村や小川村でも、元禄2年(1689)の検地から藪畑、萱野などの地目が現れている。(木村礎・伊藤好一編『新田村落』(文雅堂銀行社、昭和35年(1960)11月)第2章新田開発第1節「前期新田の成立事情」)
- (10) 『諸家文書1』7～8頁
- (11) 山崎美樹・伊藤裕久「吉祥寺駅周辺における短冊形地割の成立過程に関する考察 - 旧吉祥寺村・西窪村・下連雀村を対象として -」(『日本都市計画学会 都市計画論文集』53巻 No. 3 平成30年(2018)10月)、山崎美樹・伊藤裕久「近代における吉祥寺のミチの形成過程に関する考察」(『日本建築学会計画系論文集』第88巻806号 令和5年(2023)4月)。その他、関連した類似の研究報告として、夏目宗幸「武州多摩郡吉祥寺村の地割復原」(『GIS-理論と応用』28巻 令和2年(2020))、山崎美樹・伊藤裕久「吉祥寺の検地帳と地引絵図にみる新田集落の地割形態・地目構成について」(『2020年度日本建築学会関東支部研究報告集II』令和3年(2021)3月)、山崎美樹・伊藤裕久「吉祥寺の近代におけるミチの変容について」(『2021年度日本建築学会関東支部研究報告集II』令和4年(2022)3月)がある。
- (12) 註(5)に同じ
- (13) 『諸家文書1』16～20頁
- (14) 『市史』236頁に西窪村の戸口動態の一覧表あり。
- (15) 『諸家文書1』20～26頁
- (16) この新規移住者は、石神井、保谷からの開拓者で、北側の千川上水縁に屋敷を構えて「北裏」地区を形成していったと考えられる。その根拠となる事例が更新橋の袂の庚申塔の銘文である。更新橋の庚申塔は安永4年(1775)建立で、側面に建塔した有志の名が刻まれているが、西窪村からは片居(井)木清国、片居木作右門、平川甚左衛門、桜井権右衛門の名が見られるのに注目したい。すでに安永年間に、石神井、保谷方面から入った片井木家、平川家、桜井家が北裏住民として存在していたことが分かる。なお吉祥寺村からは田中甚五郎と本橋平吉の名が見られるが、この田中家と本橋家はまさに吉祥寺北裏の開発者であり、石神井方面から元禄の頃に入ったとの伝承がある。(渡辺隆治『武蔵野町史』昭和5年(1930)12月)
- (17) 明治5年(1872)「畑直段書上帳 武蔵国多摩郡 西窪村」(『諸家文書1』93～116頁)に基づくが、持主ごとに集計して畑・屋敷の面積・石高・地代が記されている。

執筆者紹介

東京大学大学院博士課程玄田悠大さんは、武蔵野市内在住で住宅地化やコミュニティ形成をはじめとする都市・建築の研究をされています。この度、貴重な研究成果を『武蔵野ふるさと歴史館だより』に紹介いただくよう依頼したところ、ご快諾をいただきました。研究成果の一部を前号と本号に分けて紹介しました。

千原篤さんと中村哲郎さんは、武蔵野市内在住で、令和元年度から当館で開講しました歴史館大学の受講生です。歴史館大学は、武蔵野の歴史・文化に関する通年の講座で、歴史館活動のサポーターの発見・育成、職員のスキルアップを目的としています。歴史館大学での学習の一部を本号に発表いただきました。



歴史館大学講義の様子

『武蔵野ふるさと歴史館だより』 バックナンバーはWebでも ご覧いただけます。

武蔵野ふるさと歴史館HPから
各号ダウンロード可能です。
どうぞご利用ください。



こちらからご覧いただけます →



きのみをさがして～井の頭公園の今と昔～



武蔵野ふるさと歴史館 文化財関連業務担当(学芸員) 横手 夢奈

むさしの発見隊は、市内在住・在学の小中学生を対象に、武蔵野市域の様々な資源や場所について、歴史・文化・自然の各分野から多角的・総合的に学び「武蔵野市らしさ」を発見してもらう講座である。令和5年度は3回の講座を行ったが、そのなかから小学校3年生から6年生を対象に10月14日(土)に実施した「きのみをさがして～井の頭公園の今と昔～」について報告する。

本講座は、「井の頭恩賜公園の木の実」を共通テーマとして、自然観察(今)と考古学講座(昔)をコラボレーションさ

せた講座であった。当館は、これまで井の頭恩賜公園で令和4年(2022)に野鳥の観察と羽の採集・部位の特定をする講座、令和3年(2021)に井の頭池のかいぼりについて解説する講座を開催した。平成24年(2012)から平成30年(2018)には、弁財天やお茶の水の歴史解説と植物や昆虫の観察をコラボレーションさせた講座を7月末頃の夜に開催し、平成29年(2017)には市内で発見された遺構と遺物を紹介したが、遺跡を見学することはできなかった。また、これらの講座は、内容が広く浅いことや、歴史を扱うことができていないか理解が難しいことが指摘されていた。そのため、本講座は井の頭恩賜公園の自然観察について踏襲しつつ、10月に開催することで「井の頭恩賜公園の木の実」という共通テーマを設定し、自然観察と考古学講座の内容の関連性を高めた。また、探索ルートに井の頭恩賜公園内にある御殿山遺跡を組み込み、歴史を学習していない小学生には想像しづらい遺跡について理解が深まるようにした。このように、ふたつの分野に跨った講座を通じて、参加者がこれまで関心がなかったことに触れ、興味をもつきっかけとなるよう企画した。

参加者は3年生9人、4年生3人、5年生1人、6年生2人、見学の保護者14人であった。講座当日は、井の頭恩賜公園の自然観察から開始し、御殿山遺跡に到着したところで考古学講座に移った。自然観察では、井の頭恩賜公園で見つかる木の実、特に、食べられる木の実を観察した。縄文時代の人々はドングリ・トチノミ・オニグルミなど

堅果類を食べて生活していたといわれており、考古学講座との繋がりを意識して取り上げた。参加者はトチノミ・マテバシイ・アラカシ・シラカシ・スダジイなどの見分け方や食べ方、遊び方を聞き、熱心に観察していた。例えば、マテバシイは殻斗(ドングリの帽子)を外すと平らで、まっすぐ立つという特徴がある。また、木の実探しに終始することを避けるため、講師に作成をお願いしたワークシートに見つけた木の実の名称を書き込んでもらった。参加者は木の実を見分けるため、特徴について積極的に質問していた。



井の頭恩賜公園の探索ルート(地理院地図を加工して筆者作成)
 粕江橋の袂を出発し、第二公園・小鳥の森を巡って御殿山遺跡を目指す。御殿山遺跡の碑を経由して武蔵野公会堂に向かった。
 国土地理院ウェブサイト



マテバシイ



トチノミを探しているところ

考古学講座では、御殿山遺跡で遺跡とは何か説明し、今いる場所が遺跡であることを知ってもらった。参加者は足元に遺跡がある事を知らなかった様子で、新鮮な反応がみられた。その後、武蔵野公会堂で御殿山遺跡から発見された縄文土器・石皿・磨石・スタンプ型石器・凹石について解説し、触ってもらった。これらは植物の加工や調理に使用した植物加工具といわれ、例えば、石皿と磨石は組み合わせて堅果類や植物の根の製粉に使用したと考えられている。ドングリ・トチノミは今の井の頭恩賜公園にも生えており、実際に自然観察で見つけることができた。参加者は石器の重さやツルツルした手触りを確かめ、興味津々であった。

講座終了後のアンケートによると、参加者の多くは自然や木の実に関心があって応募したようだった。しかし、参加者のうち13人が自然観察と考古学講座の両方を楽しめたと回答しており、興味を広げるきっかけとなったのではないかと感じた。また、講座を見学した保護者から、木の実の特徴を知ることができたのでまた散策に出掛けたい、御殿山遺跡について知らなかったといった感想が寄せられた。講座終了後も、学びを親子で振り返ってもらえることが期待できる感触であった。

以上のように、本講座は自然観察と考古学講座をコラボレーションさせることで、参加者が関心をもたなかった分野に触れてもらうことを目標とした。参加者の当日の様子やアンケート結果を見る限り、目標を達成することができたのではないかと感じた。また、従来の講座と比べてテーマを絞ったことで、内容を分散させずまとめることが

できた。このことが、参加者が土器・石器に興味をもってくれたことと、楽しかったという感想に繋がったと考える。今回、参加者の多くは歴史を学習していない3年生や、自然に興味がある者だったが、考古学講座と組み合わせたことで、体験的に歴史に触れてもらう機会になった。井の頭恩賜公園で行った従来の講座は歴史を扱っていない、または歴史の理解が難しいといった課題があった。本講座を通じて、参加者に御殿山遺跡を知ってもらえることができたように、来年度以降もこのような複数の分野に跨る講座では、難しい歴史を自分の関心に引き付けて体験的に理解してもらえるよう検討していきたい。



御殿山遺跡から発見された石皿と磨石

武蔵野ふるさと歴史館だより 第12号 発行 令和6年(2024)3月31日

〒180-0022 東京都武蔵野市境 5-15-5 Tel 0422-53-1811

[HP] https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/furusatorekishikan/

[Facebook] <https://www.facebook.com/musashino.rekishikan/>

[X (旧Twitter)] https://twitter.com/musashino_reki

[Instagram] https://www.instagram.com/musashino_rekishikan/

[E-mail] rekishikan@city.musashino.lg.jp

●HP



●Facebook



●X (旧Twitter)



●Instagram

